

鳥羽市地域防災計画

資料編

令和7年 3月修正版

鳥羽市防災会議

<目 次>

1	鳥羽市防災会議の構成・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	鳥羽市防災会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	鳥羽市災害対策本部条例・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	鳥羽市災害対策本部に関する規則・・・・・・・・	5
5	鳥羽市地震災害警戒本部条例・・・・・・・・	6
6	鳥羽市地震災害警戒本部運営要領・・・・・・・・	7
7	災害救助法の適用基準・・・・・・・・	25
8	災害救助法の救助の程度と期間・・・・・・・・	26
9	応急仮設住宅建設候補地一覧表・・・・・・・・	31
10	水防団(消防団)の組織及び管轄地域一覧表	32
11	危険物取扱施設一覧表・・・・・・・・	33
12	防災上注意すべき自然的社会的条件	42
13	公用車一覧表・・・・・・・・	78
14	市有船舶等一覧・・・・・・・・	83
15	市内ヘリコプター離着陸場一覧表	85
16	災害通信一覧表・・・・・・・・	87
17	防災関係機関電話番号一覧表	90
18	指定避難所等一覧表・・・・・・・・	92
19	要配慮者施設等一覧表・・・・・・・・	98
20	備蓄品一覧表・・・・・・・・	101
21	防災拠点等一覧表・・・・・・・・	103
22	災害時協力井戸一覧表・・・・・・・・	105
23	協定書及び覚書一覧表・・・・・・・・	107

1 鳥羽市防災会議の構成

会	長	鳥羽市長指摘
委	員（33名）	陸上自衛隊第33普通科連隊重迫撃砲中隊長 鳥羽海上保安部長 津地方気象台長 鳥羽警察署長 南勢志摩地域活性化局長 志摩建設事務所長 伊勢農林水産事務所長 鳥羽市副市長 〃 教育長 〃 企画財政課長 〃 総務課長 〃 市民課長 〃 税務課長 〃 健康福祉課長 〃 環境課長 〃 農林水産課長 〃 観光商工課長 〃 建設課長 〃 定期船課 〃 水道課長 〃 教育委員会総務課長 〃 消防長 〃 議会事務局長 〃 消防団長 西日本電信電話株式会社 三重支店設備部長 中部電力パワーグリッド株式会社 伊勢営業所長 志摩医師会 近畿日本鉄道株式会社 鳥羽駅長 鳥羽商工会議所会頭 鳥羽市自治会連合会長 鳥羽市人権擁護委員 鳥羽市民生委員・児童委員協議会 三重大学大学院工学研究科教授

2 鳥羽市防災会議条例 (昭和38年3月30日条例第8号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき鳥羽市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鳥羽市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 三重県の知事の部内職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 三重県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (8) その他市長が特に必要と認め任命する者
- 6 前項に掲げる委員の定数は、35名以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、三重県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 鳥羽市災害対策本部条例

(昭和38年3月30日条例第9号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき鳥羽市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部長の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 鳥羽市災害対策本部に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥羽市災害対策本部条例（昭和38年条例第9号）第5条の規定に基づき、鳥羽市災害対策本部（以下「本部」という。）に設置する部及びその他必要な事項について定めることを目的とする。

(部の設置等)

第2条 本部に設置する部及びその事務分掌は別表のとおりとする。

2 別表に定めるもののほか、当該各部は主管に属する行政財産その他の被害調査を行うものとする。

(災害対策連絡会議)

第3条 災害の予防及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害対策連絡会議を設置する。

2 災害対策連絡会議は本部長が総理し、副本部長及び各部長をもって組織する。

(任命)

第4条 災害対策副本部長、部長その他の災害対策本部員は別に任免するもののほか、別表に定めるところによってそれぞれ任命したものとみなす。

(職務代理)

第5条 本部長に事故があるときは副本部長が、各部長に事故があるときは部員のうちから本部長が指名する者が、それぞれの職務を代理するものとする。

(他の規定等の準用)

第6条 各部の事務分掌については、第2条に定めるもののほか、鳥羽市役所処務規則（昭和35年規則第2号）第3条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別 表 省 略

(鳥羽市地域防災計画風水害等対策編第3部第1章災害対策本部機能の確保に記載につき)

5 鳥羽市地震災害警戒本部条例

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、鳥羽市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 三重県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(2) 市の教育委員会の教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、平成14年6月25日から施行する。

6 鳥羽市地震災害警戒本部運営要領

第1 総 則

1 目 的

この要領は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）（以下「法」という。）第18条及び鳥羽市地震災害警戒本部条例（平成14年鳥羽市条例第24号）第4条に基づき、鳥羽市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定め、地震防災応急対策等の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

2 市警戒本部の所掌事務

市警戒本部は次の業務を行う。なお各部の所掌事務は別表1のとおりとする。

(1) 地震防災応急対策にかかる事項

- ① 地震予知情報等の地震情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- ② 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ③ 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- ④ 施設及び設備の整備、点検に関する事項
- ⑤ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持に関する事項
- ⑥ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑦ 食料、医薬品の確保、保健衛生に関する措置等に関する事項
- ⑧ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(2) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事項

(3) その他法令により、市警戒本部の権限に属する事項

第2 鳥羽市地震災害警戒本部の構成

市警戒本部は、東海地震の地震防災対策強化地域に東海地震予知情報及び警戒宣言が発令された場合に、防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整及び緊急対策を推進するため、直ちに設置する。市警戒本部に関し必要な事項は、鳥羽市地震災害警戒本部条例（平成14年鳥羽市条例第24号）に定めるもののほか、その実施細目については、次のとおりとする。

1 市警戒本部及び支部の構成

(1) 市警戒本部の構成

① 総合対策室

総合対策室は、本部長、副本部長、本部員により構成され市警戒本部の意思決定を行う。

② 副本部長

地震災害警戒副本部長は、副市長、教育長をもって充てる。

副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは副市長、教育長の順位によりその職務を代理する。

③ 部

市警戒本部に置く部は次のとおりとする。

総務部、企画財政部、市民部、税務部、健康福祉部、環境部、農林水産部、観光商工部、建設部、定期船部、水道部、教育部、消防部、議会部

(2) 本部員

① 地震災害警戒本部員は別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

② 市職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関と市警戒本部との連絡調整にあたるため、必要に応じ市警戒本部に参集し、又はその補助者を警戒本部へ派遣することができる。また、本部長は、市職員以外の本部員又はその代理者の市警戒本部への派遣を要請することができる。

(3) 事務局

事務局は、地震防災応急対策実施状況の取りまとめ、市民への情報伝達、その他市警戒本部の総括事務を行う。

(4) 市警戒本部支部の構成

ア 支部の設置及び所管区域

(ア) 地震防災応急対策を推進するため、各連絡所に市警戒本部支部を置く。

(イ) 支部に支部長を置き、本部長が指名する職員が当たる。

(ウ) 支部の所管区域は、当該連絡所の所管する区域とする。

イ 支部の活動

支部の組織、所掌事務等の活動内容については市警戒本部の活動内容に準じて、各支部の運営要領において定めることとするがその概要は以下のとおりとする。

(ア) 地域の避難状況、地震防災応急対策に係る情報を収集し、市警戒本部に連絡する。

(イ) 市警戒本部と連携のうえ、その他の対策に関する諸活動を実施する。

ウ 支部の設置及び廃止

支部の設置及び廃止の基準は、市警戒本部に準ずるものとする。

(5) 市警戒本部及び支部の組織等

市警戒本部及び支部の組織等については、別図のとおりとする。

2 市警戒本部の設置及び廃止

(1) 設置及び廃止

市警戒本部は、東海地震の警戒宣言発令と同時に設置し、地震発生に伴い市災害対策本部が設置されたとき、又は警戒宣言が取り消されたとき、廃止する。

(2) 市警戒本部の設置及び廃止の通知

市警戒本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに次に掲げるもののうち必要と認める者に通知するものとする。ただし地震発生に伴い市災害対策本部が設置された場合に

は廃止の通知は行わないものとする。

ア 県の地震災害警戒本部

イ 県の地震災害警戒本部伊勢支部

ウ 防災関係機関

エ その他必要と認める機関

3 市災害対策本部への引継

地震発生に伴い市災害対策本部が設置されたときは、市警戒本部は、実施した地震防災応急対策の状況、その他災害応急対策に参考となる事項を市災害対策本部へ引き継ぐものとする。

4 その他

(1) 標 識

市警戒本部の設置を示すために、次の標識板を本部、支部の正面入口、庁舎玄関等に掲げるものとする。なお、大きさは、掲示する場所により適宜決定する。

鳥
羽
市
地
震
災
害
警
戒
本
部

○鳥
○羽
支市
部地
震
災
害
警
戒
本
部

(2) 腕章及び名札

市警戒本部の活動に従事するものは、次図に示す腕章及び名札を帯用するものとする。

ア 腕章

鳥 羽 市
地 震 災 害 警 戒 本 部
本 部 長

鳥 羽 市
地 震 災 害 警 戒 本 部
副 本 部 長

鳥 羽 市
地 震 災 害 警 戒 本 部
○ ○ 部 長

鳥 羽 市
地 震 災 害 警 戒 本 部

イ 名札

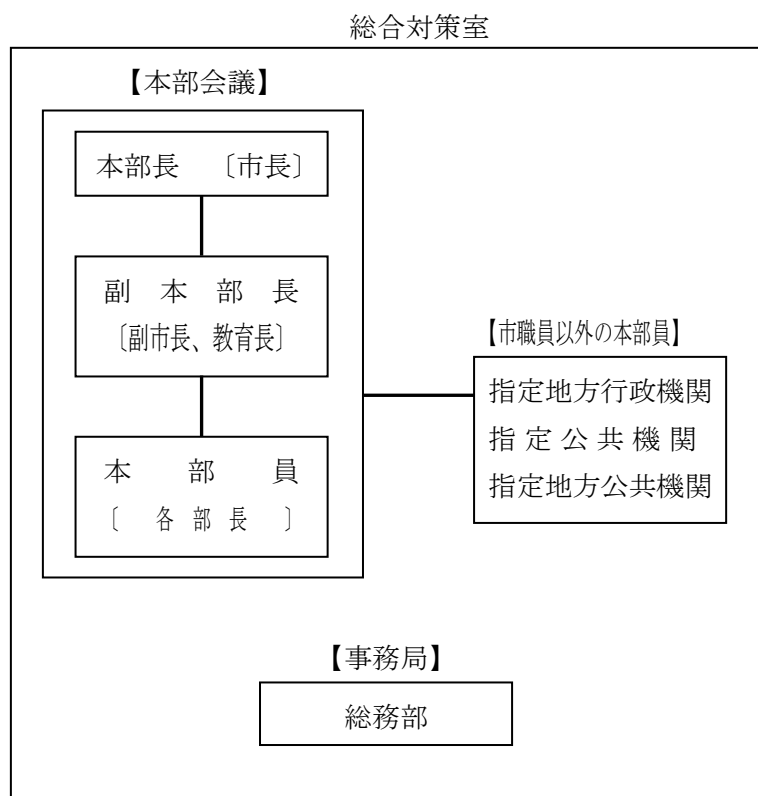
鳥 羽 市 地 震 災 害 警 戒 本 部		
職 名 又 は 所 属 機 関 名		
<table border="1"><tr><td>氏</td><td>名</td></tr></table>	氏	名
氏	名	

(3) 服 装

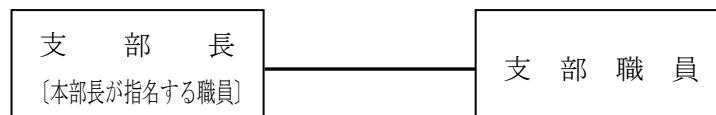
地震防災応急対策に従事する職員の服装は、原則として防災服又は各課で統一された作業服を着用するものとする。

〔別 図〕

市警戒本部組織図



支部組織図



第3 配備体制

1 配備体制

(1) 東海地震観測情報が発表されたとき

情報の伝達、収集にあたるため準備体制をとる。なお、配備編成については、各部で事前に計画しておくものとする。

(2) 東海地震注意情報が発表されたとき

社会的混乱等の発生を防止し、地震関係情報、応急対策等に係る情報の伝達、収集にあたるため、警戒体制をとり、市警戒本部の設置準備を行う。なお、配備編成については、各部で事前に計画しておくものとする。

(3) 警戒宣言が発令されたとき

地震防災応急対策等を実施するため、非常体制をとり、直ちに市警戒本部を設置する。

2 配備要員

(1) 配備要員の編成計画

各部長及び支部長は、配備基準に基づき各部別の配備編成計画をたて、職員に徹底するとともに、その業務についても周知しておくものとする。ただし、消防部については、別途計画によるものとする。

(2) 配備要員の届出

各部長及び支部長は、毎年4月1日現在でその所轄内の配備計画に基づく災害配備要員数を様式第1号により4月10日までに総務部長に届け出るものとする。

(3) 配備要員の非常参集

職員は、自己の属する配備計画を熟知しておき、勤務時間外・休日等に東海地震注意情報、予知情報、警戒宣言発令を知ったときは次の登庁基準に従って登庁し、所定の配備につくものとする。

ア 準備体制（東海地震観測情報発表時）における登庁基準

各部長及び支部長は、連絡体制を確認し、速やかに連絡がとれるよう準備する。

イ 警戒体制（東海地震注意情報発表時）における登庁基準

各部長及び支部長は、所属職員の中から編成し、すみやかに所属機関に登庁する。

ウ 非常体制（東海地震予知情報及び警戒宣言発令時）における登庁基準

（ア）離島在住者以外の職員は、すみやかに所属機関に登庁し、所定の配備につくものとする。

（イ）市外在住者も所属機関に登庁することに努める。

（ウ）離島在住職員は各支部（連絡所）に登庁し支部長を補佐する。

（エ）所属機関に登庁不可能な者は、最寄りの市施設へ参集する。

参 考

1 東海地震に関する情報

この情報には、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、の「東海地震に関連する調査情報」3種類がある。

- ・「東海地震予知情報」……東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報です。東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表します。

この情報で示されるカラーレベルは、「赤」です。

- ・「東海地震注意情報」……観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報です。

この情報で示されるカラーレベルは、「黄」です。

- ・「東海地震に関連する調査情報（臨時）」……観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報です。その変化の原因についての調査の状況を発表します。

この情報で示されるカラーレベルは、「青」です。

- ・「東海地震に関連する調査情報（定例）」……毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会（以下、判定会）で評価した調査結果を発表します。

この情報で示されるカラーレベルは、「青」です。

2 東海地震警戒宣言

警戒宣言とは、気象庁長官が大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域に対して、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、内閣総理大臣は大震法第9条により地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて警戒宣言を発する。

第4 市警戒本部の活動

市警戒本部が設置された場合、所定の配備下にある市の各機関は、相互の連携を密にし迅速適切なる地震防災応急対策活動を推進する必要があるので、市警戒本部の中枢にあたる本部会議の運営等について次のとおり定める。

1 市警戒本部等の開設

総務部は、効率的な地震防災応急対策活動を推進し、防災対策についての協議・調整を行うため市警戒本部を開設する。

市警戒本部及び市警戒本部会議は、総務課会議室に開設する。

2 市警戒本部（総務課会議室）の準備

総務部は、机・椅子等備品の配置、照明器具及び通信施設等速やかに本部室等の開設準備を行うものとする。

3 本部会議

本部長は、必要の都度本部会議を招集し地震防災応急対策の基本的事項について決定を行う。

(1) 本部会議の内容

ア 第1回会議に付する内容

- ・ 市警戒本部の体制の決定（総務部）
- ・ 警戒宣言、地震予知情報等の報告（総務部）
- ・ 道路交通の状況（総務部・建設部）
- ・ ライフライン、鉄道交通等の状況説明（総務部、水道部）
- ・ その他、当面の地震応急対策の決定（本部長等）

イ 第2回目以降の会議に付する事項

- ・ 収集した避難情報等の報告（総務部、税務部、消防部）
- ・ 道路交通状況（総務部・建設部）
- ・ ライフライン、鉄道交通等の状況説明（関係各部）
- ・ 医療、救護体制について（健康福祉部）
- ・ 各部の応急措置事項についての報告及び決定（関係各部）
- ・ その他

(2) 本部会議の運営

- ア 本部員の出席については、補助者の同伴も可とする。
- イ 本部員が会議資料を提出する場合の部数は20部とする。
- ウ 本部員は会議終了後、部内各部に本部長の指示事項・会議の決定事項及び各種情報等を伝達するとともに地震防災応急対策指導を行う。
- エ 会議の事務は総務部が行う。

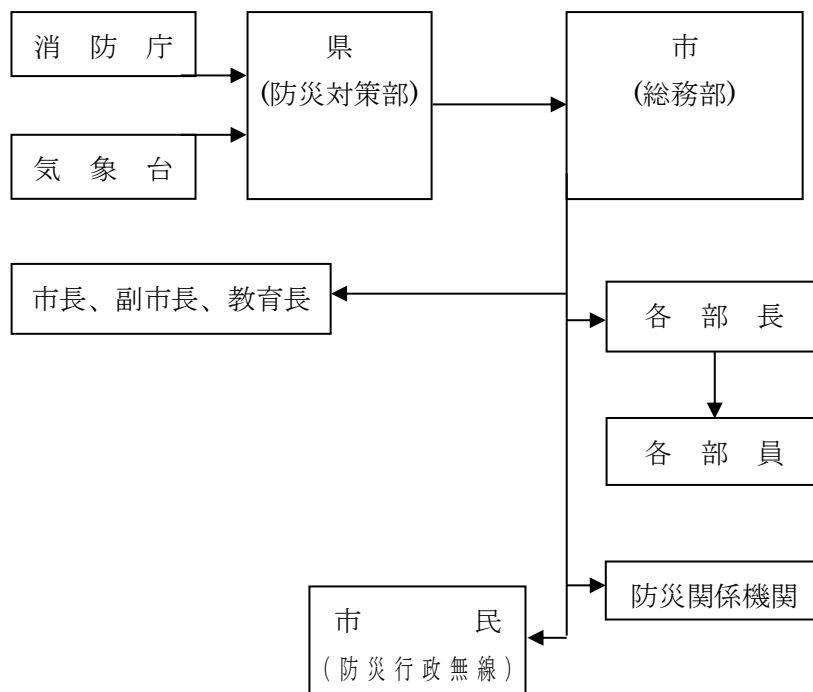
4 本部連絡員

本部が設置された場合、各部は状況に応じて本部連絡員を派遣することとする。なお、本部連絡員は本部室に待機し、次の任務にあたるものとする。

- (1) 本部会議に出席中の本部員との連絡
- (2) 総務部との連絡調整
- (3) 各部及び支部との連絡調整
- (4) その他必要な事項

第5 情報の伝達

東海地震予知情報、警戒宣言等の情報の伝達



第6 情報の収集

地震防災応急対策情報等の収集及び伝達は、特に重要な業務であることを考慮し、各機関は協力して次により活動するものとする。

1 情報の収集、伝達と資料の作成

(1) 東海地震注意情報の収集、伝達

地震予知に関する情報等の収集、伝達及び広報を行う。防災機関等と地震関連情報について相互に伝達し連絡を取りあうものとする。

なお、作成した資料で必要なものは市長、副市長、教育長、各課長等に配布する。

(2) 警戒宣言発令時の収集・伝達

警戒本部各部及び各支部は、それぞれの所掌事務に関する情報の収集・伝達に努めるとともに、関係機関との連絡を密にし、必要な情報は直ちに総務部に報告するものとする。

2 報告書の種類

(1) 報告書の種類

種 類	内 容	様 式
避 難 状 況 報 告	詳細が不明であっても、その概要を報告する。	様式第2号
地震防災応急対策実施状況報告	詳細が不明であっても、その概要を報告する。	様式第2号

(2) 支部（連絡所）の報告事項

支部は、管轄区域内の避難情報及び地震防災応急対策実施状況を取りまとめ、本部（総務部）へ報告するものとする。

(3) 報告書の提出先

ア 総務部の取扱事項

報 告 先	種 類	方 法	備 考
本部長等への報告	地震予知情報 避難状況 地震防災応急対策実施状況	報告書 (口頭)	津地方気象台、県等から伝達のあった地震関連情報及び各部、各支部から収集した報告等を逐次本部長、副本部長、総務部長へ報告する。
本部会議への報告	地震予知情報 避難状況 地震防災応急対策実施状況	報告書 (口頭)	
県警戒本部長(知事)への報告	避難状況 地震防災応急対策実施状況	報告書	大震法第28条第1項に基づく報告を県警戒本部支部(伊勢支部)を経由して行う。

イ 各部の取扱事項

収集した報告は、法令・通達等で定められているものについては、各部が直接、県警戒本部へ所定の方法で報告（通知）するものとする。

3 情報の掲示

収集した情報は、できる限り市警戒本部に掲示するものとする。

また、掲示は市警戒本部の掲示板及び壁等を利用し、次の内容について行うものとする。

掲 示 事 項	掲 示 内 容	掲示担当	備 考
交 通 図	鉄道等交通機関運行状況・道路及び定期航路の状況等	建 設 部 定 期 船 部	
避 難 等 の 状 況	避難状況	総 務 部 税 務 部 消 防 部	
その他地震防災 応急対策実施 状況	各部における地震防災応急 対策の状況	各 部	

第7 広 報

東海地震予知情報及び警戒宣言発令時等における人心安定のための広報及び広聴・報道機関への取材協力について、市の各機関は地震防災応急対策推進と併せて総務部の行う次の広報・広聴活動に積極的に協力するものとする。

1 住民に対する広報

(1) 広報事項

総務部及び市の各機関は、県広報担当機関と協力して、次の内容について広報を行うものとする。

- ア 地震予知情報及び市の防災対策
- イ 市民の士気・相互協力精神の高揚
- ウ 避難指示・勧告及び注意事項
- エ 地震防災応急対策の実施状況
- オ 道路・交通の状況
- カ その他必要事項

(2) 広報の方法

- ア 防災行政無線・広報車・舟艇等からの呼びかけ
- イ テレビ・ラジオ・新聞等の利用
- ウ その他

(3) 広聴活動

必要に応じ、住民の要望を聞くための広聴活動を行うものとする。広聴活動に関する事務は総務部において行う。

2 報道機関に対する発表及び協力

収集した地震関連情報や市の対策を報道機関に発表する場合は、原則として総務部が各部と連絡調整のもとに市記者クラブに対して行うものとする。

この場合、各部が総務部へ引き継ぐ資料の部数は1部とし、必要に応じ総務部が資料の増刷等を行うものとする。

なお、重要な事項については総務部立会いのもとに各部が行うものとする。

また、放送局から庁内にテレビ・ラジオの放送施設を臨時的に設置したい旨の申込を受けたときは、総務部が便宜を図り取材に協力するものとする。

第8 その他

1 緊急車両確認証明書等

大震法第24条に基づき三重県公安委員会が交通規制を行った場合における緊急車両確認証明書等の交付申請は、緊急輸送を必要とする各部及び各支部において、鳥羽警察署で行い、緊急輸送確認証明書等の交付を受けるものとする。

2 警戒本部要員の確保

市警戒本部における要員の動員計画は、次のとおりとする。

(1) 動員計画

市警戒本部及び支部における動員計画は、第3の1の配備体制に基づき実施するものとし、その内容を部員に徹底しておくものとする。

(2) 応援職員の動員

市警戒本部の各部長及び支部長は、地震防災応急対策活動を実施するにあたり他部の職員の応援を受けようとするときは、様式第3号により総務部長に要請するものとする。

総務部長は、各部長及び支部長から職員応援要請があった場合は、災害の状況を勘案して所要の職員の動員について調整するものとする。

この場合は、派遣職員は、配備された組織に入り、各部長及び支部長の指揮下に入るものとする。

なお、災害緊急時の要請確保が予め困難であると判断される部、支部、あるいは要員の絶対数が明らかに不足する部、支部にあつては、事前に総務部による応援要員確保を図っておくものとする。

別表 1 市警戒本部の所掌事務一覧表

部	部長	所掌事務	部員
総務部	総務課長	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。(以下、「関すること。」を省略) 2 災害対策と市行政全般の調整 3 その他本部長の特命事項 4 警戒本部の事務局の総括及び処理 5 支部の運営 6 地震情報等の連絡並びに避難状況等の収集 7 関係機関及び各部との連絡及び調整 8 防災行政無線の通信の確保 9 広報広聴活動 10 報道活動 11 職員の招集及び配置 12 各部の増員派遣要請に応じた人員の派遣 13 県警戒本部との連絡 14 災害救助用臨時専用電話の施設 15 車両確保及び配車 16 市有財産営造物の災害	総務課員 監査委員事務局職員 選挙管理委員会職員
企画財政部	企画財政課長	1 災害関係費の予算 2 災害関係経費の出納	企画財政課員 会計課員
市民部	市民課長	1 炊き出し、その他による食品の給与 2 陸上における救助物資等の輸送	市民課員
税務部	税務課長	避難所の開設及び運営	税務課員
健康福祉部	健康福祉課長	1 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用及び運用 2 社会福祉施設の災害対策 3 児童福祉施設開設運営 4 要援護者対策 5 医療救護班の編成及び派遣 6 衛生材料、医薬品・防疫薬品等の供給 7 食品衛生 8 入院治療を要するものの収容 9 衣料、寝具及び日用品の調達及び配分	健康福祉課員

部	部長	所掌事務	部員
環境部	環境課長	1 災害ごみ処理対策 2 し尿処理対策	環境課員
農林水産部	農林水産課長	1 農作物の応急技術対策 2 耕地の応急復旧及びかん水防除 3 被災農作物の種苗対策 4 家畜伝染病予防 5 罹災家畜収容 6 林業関係機関との連絡調整 7 農道等の応急復旧 8 水産業関係機関との連絡調整 9 漁業調査船による救援物資の輸送 10 漁港施設等の応急補修	農林水産課員
観光商工部	観光商工課長	観光施設・観光客及び関係団体等への 情報提供	観光商工課員
建設部	建設課長	1 道路パトロールの実施と応急措置 2 道路及び橋りょうの応急補修 3 道路情報の把握と提供 4 異常時における運行事前規制 5 河川の応急補修 6 砂防施設等の応急補修 7 湾岸施設及び海岸堤防の応急補修 8 応急土木物資の需給調整 9 都市公園施設、市民広場の応急補修 10 港湾施設の応急復旧	建設課員
定期船部	定期船課長	1 船舶の確保及び配船 2 海上における救助物資等の輸送	定期船課員
水道部	水道課長	1 応急対策（応急給水・復旧）の体制 整備 2 下水の仮排水及びし尿の応急処理体 制の整備	水道課員

部	部長	所掌事務	部員
教育部	教育委員会 事務局 総務課長	1 部内及び関係機関との連絡調整 2 公立学校施設の災害 3 教職員の災害対策のための動員確保 4 園児児童生徒の連絡調整 5 園児児童生徒に対する避難 6 園児児童生徒の保健管理 7 学校給食の対策 8 公民館等社会教育施設の災害対策 9 文化財災害対策 10 社会体育施設の災害対策	教育委員会 事務局職員
消防部	消防長	1 消防部隊の出動及び運用 2 災害及び気象情報の収集並びに連絡 通報 3 消防団との連絡調整 4 消防通信 5 消防用資機材の補給整備 6 災害関係の広報活動	消防本部職員 消防署職員
議会部	議会事務局長	1 議会との連絡調整	議会事務局職員

- (注) 1 地震警戒活動の必要度に応じて、本部長の指示により、各部の応援体制をとるものとする。
- 2 本部長から警戒活動の拠点を指定された職員は別に定める配置とする。

別表 2

鳥羽市地震災害警戒本部条例

第2条第5項第1号から第4号に定める本部員

本部長	鳥羽市長	大震法18条
副本部長	鳥羽市副市長	5項3号適用者
	鳥羽市教育長	5項2号適用者
本部員	鳥羽市総務課長	5項3号適用者
	鳥羽市企画財政課長	〃
	鳥羽市健康福祉課長	〃
	鳥羽市環境課長	〃
	鳥羽市税務課長	〃
	鳥羽市市民課長	〃
	鳥羽市農林水産課長	〃
	鳥羽市観光商工課長	〃
	鳥羽市建設課長	〃
	鳥羽市定期船課長	〃
	鳥羽市水道課長	〃
	鳥羽市教育委員会総務課長	〃
	鳥羽市消防長	〃
	鳥羽市議会事務局長	〃
	鳥羽海上保安部	
	三重県警察官	5項1号適用者
	志摩建設事務所	
	鳥羽市消防団長	5項3号適用者
	東海旅客鉄道株式会社	5項4号適用（大震法2条7号）
	近畿日本鉄道株式会社	〃
	株式会社ドコモCS東海	〃
	三重交通株式会社	〃
	中部電力パワーグリッド株式会社	〃
	鳥羽市自治会連合会長	
	鳥羽商工会議所	

(様式第 1 号)

災害配備要員数

年 月 日現在
部 名 部

部 名 (所属名)	事 務 職 員			技 術 職 員			そ の 他	計	準備 体制	警戒 体制	非常 体制
	男	女	計	男	女	計					
企画財政部											
総務部											
市民部											
税務部											
健康福祉部											
環境部											
農林水産部											
観光商工部											
建設部											
定期船部											
水道部											
教育部											
消防部											
議会部											

(様式第 2 号)

地震防災応急対策実施状況報告書

報告日時	
機関名	
報告者	

避難 状況	① 避難 経過	危険事態、異常事態の発生状況		
		措置事項等		
	② 避難 の 完了	避難場所	避難人数及び救護 を要する人数	救護、保護等に必要な措置等
地震 防災 応急 対策	③地震予知情報の伝達及び避難の 勧告			
	④消防、水防その他応急措置			
	⑤応急の救護を要すると認められ る者の救護、保護			
	⑥施設及び設備の整備及び点検			
	⑦犯罪の予防、交通の規制その他 社会秩序の維持			
	⑧緊急輸送の確保			
	⑨食料、医薬品等の確保及び清掃、 防疫の実施に必要な体制の整備			
	⑩その他災害の発生の防除又は軽 減を図るための措置			
	備 考			

(様式第3号)

職 員 応 援 要 請 調 書

総 務 部 長 様

年 月 日
部 長

動 員 期 間	月 日 ～ 月 日 (日間)		
勤務（従事）場所			
作 業 内 容			
応 援 の 職 種		男	男 人
		女	女 人
携 帯 品			
集合時間、場所			
その他の参考事項			

7 災害救助法の適用基準

市町村において、災害救助法が適用される災害の程度は、次の各号のいずれかに該当する場合である。（「災害救助事務取扱要領（令和5年3月）」による。）

(1) 1号基準

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数	市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
5,000 人未満	3 0	50,000 人以上～100,000 人未満	8 0
5,000 人以上～15,000 人未満	4 0	100,000 " ～300,000 "	1 0 0
15,000 " ～30,000 "	5 0	300,000 人以上	1 5 0
30,000 " ～50,000 "	6 0		

(2) 2号基準

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯数	} で、かつ
1,000,000 人未満	1, 0 0 0	
1,000,000 人以上～2,000,000 人未満	1, 5 0 0	
2,000,000 " ～3,000,000 "	2, 0 0 0	
3,000,000 人以上	2, 5 0 0	

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数	} のとき
5,000 人未満	1 5	
5,000 人以上～ 15,000 人未満	2 0	
15,000 " ～ 30,000 "	2 5	
30,000 " ～ 50,000 "	3 0	
50,000 " ～ 100,000 "	4 0	
100,000 " ～ 300,000 "	5 0	
300,000 人以上	7 5	

(3) 第3号基準（前段）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	} で、かつ
1,000,000 人未満	5, 0 0 0	
1,000,000 人以上～2,000,000 人未満	7, 5 0 0	
2,000,000 " ～3,000,000 "	9, 0 0 0	
3,000,000 人以上	1 2, 0 0 0	

当該市区町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

多数とは、最低5世帯以上は必要と考えられる。

(4) 第3号基準（後段）

災害が隔絶した地域に発生し、被害者の救護が著しく困難であり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

(5) 第4号基準

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じるとき。

8 災害救助法の救助の程度と期間

令和6年7月現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,883,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人1日当たり 1,330円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害の発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区 分		1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上1 人増 すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
	冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
	冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害の発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 51,500 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内（災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 ヶ月以内）	
学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 5,200 円 中学生生徒 5,500 円 高等学校等生徒 6,000 円	災害発生の日から（教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 226,100 円以内 小人（12歳未満） 180,800 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,600 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,700 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 140,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

9 応急仮設住宅建設候補地一覧表

◎ 組立ハウス 2DK 9型 (9坪タイプ)

No.	町	地番	通称名	面積	高さ	所有者	棟	戸	備考
1	神島町	13 他	旧教員住宅跡地	270.00 m ²	30.0m	市有地	1 棟	3 戸	C
2	答志町	480 他	旧答志小学校跡地	780.00 m ²	23.0m	市有地	1 棟	6 戸	C
3	答志町	980-1 他	椿公園	2,170.00 m ²	19.0m	市有地	4 棟	16 戸	A
4	桃取町	284	ふれあい前広場	930.00 m ²	5.0m	鳥羽市	3 棟	12 戸	C
5	菅島町	300 他	菅島小学校グラウンド	2,606.00 m ²	9.0m	市有地	6 棟	30 戸	A
6	坂手町	933 他	旧坂手小学校グラウンド	2,710.00 m ²	27.0m	市有地	4 棟	24 戸	A
7	堅神町	805-3 他	鳥羽小学校グラウンド	6,900.00 m ²	9.0m	市有地	14 棟	76 戸	C
8	池上町	14-9 他	池上公園	5,182.00 m ²	19.0m	市有地	12 棟	58 戸	A
9	池上町	560-3	池上公民館広場	500.00 m ²	28.0m	市有地	1 棟	4 戸	C
10	池上町 (現地は屋内町)	1-1 他	鳥羽商船第2体育館廻	2,800.00 m ²	15.0m	鳥羽商船高専	6 棟	32 戸	C
11	小浜町	97-1 他	旧小浜小学校グラウンド	1,462.00 m ²	11.0m	市有地	2 棟	12 戸	A
12	一丁目	20-63 他	美台第一公園	230.00 m ²	23.0m	市有地	2 棟	9 戸	C
13		20-98 他	美台第二公園	800.00 m ²	20.0m	市有地			C
14	三丁目	1719-1 他	城山公園 中段	900.00 m ²	19.0m	市有地	3 棟	18 戸	A
15			城山公園 上段	1,900.00 m ²	24.0m	市有地			A
16	三丁目	1698-3 他	旧鳥羽小学校グラウンド上	3,800.00 m ²	40.0m	市有地	7 棟	42 戸	A
17		1634-1 他	旧鳥羽小学校グラウンド下	1,400.00 m ²	32.0m	市有地			A
18	安楽島町	377	安楽島小学校グラウンド	5,632.00 m ²	15.0m	市有地	8 棟	46 戸	C
19	安楽島町	1451-19 他	鳥羽東中学校グラウンド	18,949.00 m ²	36.0m	市有地	35 棟	188 戸	C
20	船津町	1393-15	安楽島保育所職員駐車場	3,575.00 m ²	27.0m	市有地	3 棟	18 戸	A
21	幸丘	1345 他	公園	1,230.00 m ²	14.0m	市有地	2 棟	8 戸	C
22	若杉町	939-1	警察官舎跡地	612.00 m ²	8.0m	市有地	2 棟	8 戸	C
23	岩倉町	106-6	加茂中学校グラウンド	6,000.00 m ²	10.0m	市有地	13 棟	68 戸	C
24	岩倉町	433-6	旧隔離病舎跡地	900.00 m ²	6.0m	市有地	2 棟	8 戸	C
25	松尾町	304-75 他	松尾工業団地	13,000.00 m ²	17.0m	開発公社	25 棟	150 戸	A
26	浦村町本浦	1763 他	旧鏡浦小学校グラウンド	7,900.00 m ²	13.0m	市有地	14 棟	80 戸	C
27	石鏡町	338-38	旧石鏡保育所園庭	2,000.00 m ²	25.0m	市有地	3 棟	14 戸	A
28	国崎町	301 他	旧国崎保育所跡地	1,145.00 m ²	25.0m	市有地	2 棟	10 戸	A
29	相差町	1910	旧長岡中学校グラウンド	3,700.00 m ²	9.0m	市有地	8 棟	40 戸	C
30	千賀町	85-2	旧旭分校跡地	750.00 m ²	28.0m	市有地	2 棟	8 戸	C
合 計							185 棟	988 戸	

10 水防団（消防団）の組織及び管轄地域一覧表

分 団 名	部数	定員	水 防 地 域	電話番号	連 絡 先
団本部	0	1 1	市内一円	25－7012	研修センター
鳥羽分団	2	2 5	鳥羽一～五丁目 堅神、池上、屋内、 小浜	25－7012	研修センター
加茂分団 第1部	6	9 7	松尾	26－4299	格納庫
第2部			岩倉	25－2774	格納庫
第3部			河内	25－5098	格納庫
第4部			船津、幸丘、若杉、 大明西	25－6879	格納庫
第5部			安楽島、高丘、 大明東	25－7509	格納庫
第6部			白木	25－6107	格納庫
長岡分団 第1部	5	1 0 0	相差	33－7099	漁協相差支所
第2部			国崎	33－7269	格納庫
第3部			畔蛸	33－6010	格納庫
第4部			千賀	33－6073	旧 漁 協 千 賀 支 所
第5部			堅子	33－7474	格納庫
鏡浦分団 第1部	3	7 2	今浦	32－5935	格納庫
第2部			本浦	32－5758	格納庫
第3部			石鏡	32－5971	格納庫
答志分団	4	5 8	答志	37－2868	格納庫
			和具	37－2870	格納庫
桃取分団	3	3 8	桃取	37－3421	格納庫
菅島分団	2	3 5	菅島	34－2016	格納庫
神島分団	2	4 0	神島	38－2336	格納庫
坂手分団	2	1 4	坂手	26－4091	格納庫
計	2 9	4 9 0			

1 4 市有船舶等一覽

(令和6年11月30日現在)

【鳥羽市船舶】

船舶所有者	船名	船種	配備基地	船舶電話	資格	定員 (人)	総トン数 (t)	馬力 (kw)	最高 速力 (KT)	船体登録(m)			通信設備	特記事項
										長さ	幅	高さ		
鳥羽市	きらめき	汽船	答志漁港	—	平水	150	72.0	610×2	22.0	24.36	6.70	2.31	VHF 無線	
	かがやき	汽船	萱島漁港	—	平水	172	74.0	610×2	22.0	24.36	6.70	2.31	VHF 無線	
	しおさい	汽船	神島漁港	—	平水	186	75.0	540×2	17.0	24.36	6.70	2.31	VHF 無線	
	はばたき	汽船	鳥羽港	—	平水	200	76.0	610×2	22.0	25.00	6.70	2.30	VHF 無線	
	第27 鳥羽丸	汽船	鳥羽港	—	平水	250	74.0	456×2	14.0	22.90	5.98	2.35	VHF 無線	
	第28 鳥羽丸	汽船	桃取漁港	—	平水	260	64.0	536	13.0	22.03	5.40	2.28	VHF 無線	
	第5 かもめ丸	汽船	坂手漁港	—	平水	5	0.6			6.15				

【防災協定締結船舶（鳥羽商船高等専門学校）】

船舶所有者	船名	船種	配備基地	船舶電話	資格	定員 (人)	総トン数 (t)	馬力 (kw)	最高 速力 (KT)	船体登録(m)			通信設備	特記事項
										長さ	幅	高さ		
鳥羽商船 高専	鳥羽丸	汽船	鳥羽商船 浮棧橋	090-3023-3790	近海	96	244.0	970	13.8	40.00	8.00	3.30	V、専、T 中波無線電話	H18.9.1 協定
	あさま	汽船		—	限定 沿海	23	14.0	331×2	28	14.50	4.15	2.34	V、専	
	あけぼの	汽船		—	限定 沿海	5	2.0	—	25	6.50	2.16	1.64	—	
	しおさい	汽船		—	平水	5	0.5	—	—	5.61	1.64	0.65	—	

【防災協定締結機関及び防災関係機関所有船舶】

船舶所有者	船名	船種	配備基地	船舶電話	資格	定員 (人)	総トン数 (t)	馬力 (kw)	最高 速力 (KT)	消防 設備	放水 能力 (m ³ /h)	泡原液 (t)	粉末 消火剤 (kg)	油 処理剤 (ℓ)	油 吸着剤 (kg)	オイル ワックス (m)	船体登録(m)				通信設備 ※	特記事項
																	長さ	幅	高さ	吃水		
上野 マリン・ジャパン (株)	かいりゅう		鳥羽港	090-3022-6630	沿海	8	119.0	1220×2	25.2	3・4 種	360	5400	2000	90	34	—	36.20	6.20	3.30	2.30	V、専、P、 T	H19.12.27 協定
	ほうりゅう	消防・ 警戒船	鳥羽港	090-3022-3136	沿海	12	111.0	1470×2	25.0		360	5400	2000	90	34	—	36.20	6.20	3.30	2.30	V、専、P、 T	
	ずいりゅう		鳥羽港	090-3025-7136	沿海	12	112.0	1470×2	25.0		360	5400	2000	90	34	—	36.20	6.20	3.30	2.30	V、専、P、 T	
	しょうりゅう		鳥羽港	090-3022-3621	沿海	12	118.0	1220×2	25.0		360	5400	2000	90	34	—	38.00	6.20	3.30	2.30	V、専、P、 T	
鳥羽 海上 保安部	いずず PM28	巡視船	鳥羽港			54	335.0	15000	35 以上		156	160		360	100		37.80	7.90			F3E 10w J3E 150w	
	しのめ PC17	巡視艇	鳥羽港			25	110.0	4000	25 以上		186	400		90	20		35.00	8.00			F3E 10w J3E 10w	
	とばぎり PC36	巡視艇	鳥羽港			20	64.0	3000	25 以上		72			54	20		27.00	5.60			F3E 10w J3E 10w	
	しまなみ PC37	巡視艇	鳥羽港			20	64.0	3000	25 以上		72			54	20		27.00	5.60			F3E 10w J3E 10w	
	いせかぜ CL203	巡視艇	浜島港			17	26.0	1820	30 以上		72	200					20.00	4.50			F3E 10w	浜島分室
	神島	汽船 (漁業 取締船)	鳥羽港		第3種 漁船	7	45.0	337×2	37.0								23.90	4.90	2.35	—	V・漁業無線・ 双方向無線	
三重県 鳥羽 警察署	あらしま	汽船	鳥羽港	090-3022-9536	沿海	11	21.0	1602	40.0								18.20	4.20	2.02	—	VHF 無線	

※通信設備の略号 V：国際VHF、専：150MHz 専用無線、P：水先人専用無線、T：船舶電話、T(携)：携帯電話

15 市内ヘリコプター離着陸場一覧表

(令和7年2月28日現在)

指定番号	名 称	所在地	緯度経度		着陸場連絡先 電話番号	面積(㎡)		離着陸場 の規模※1	避難場所 指定	土地表面	散水の 処置	指定区分 ※2
			U	T		面	標					
211-01	鳥羽展望台	国崎町大岳 3-3	N 34° 25' 39	E136° 54' 50	有限会社 ノア 0599-33-6201	38×21 798	5 3 0 (161)	C	無	舗装	不要	
211-02	市民の森公園	大明東町 2090-224	N 34° 28' 13	E136° 50' 56	鳥羽市役所建設課管理係 0599-25-1171	70×63 4410	8 (2.4)	C	無	芝生	不要	
211-03	旧桃取小学校 グラウンド	桃取町 21	N 34° 30' 43	E136° 51' 02	鳥羽市教育委員会 総務課 庶務係 0599-25-1262	80×48 3840	1 1 (3.3)	C	有	赤土	要	
211-04	答志小学校 グラウンド	答志町 941-1	N 34° 31' 29	E136° 54' 00	答志小学校 0599-37-2032	78×46 3588	8 (2.5)	C	有	赤土	要	
211-05	鳥羽高等学校 グラウンド	安楽島町 1459	N 34° 28' 04	E136° 50' 52	鳥羽高等学校 0599-25-2935	150×120 18000	8 (2.3)	B	無	砂質	要	
211-06	神島中学校 グラウンド	神島町 505-2	N 34° 32' 38	E136° 58' 56	神島中学校 0599-38-2009	89×64 5696	3 0 (9.1)	C	無	赤土	要	
211-08	旧坂手小学校 グラウンド	坂手町 938	N 34° 29' 09	E136° 51' 39	鳥羽市教育委員会 総務課 庶務係 0599-25-1262	51×36 1836	9 1 (27.7)	C	有	赤土	要	
211-09	旧鳥羽小学校 グラウンド	鳥羽三丁目 1-16	N 34° 28' 51	E136° 50' 40	鳥羽市教育委員会 総務課 庶務係 0599-25-1262	33×33 1089	130 (39.7)	C	有	砂質	要	
211-10	旧鏡浦小学校 グラウンド	浦村町 1751-4	N 34° 26' 49	E136° 54' 02	鳥羽市教育委員会 総務課 庶務係 0599-25-1262	109×50 5450	4 3 (13.1)	C	有	砂質	要	
211-11	弘道小学校 グラウンド	相差町 1014	N 34° 23' 19	E136° 54' 10	弘道小学校 0599-33-6016	56×53 2968	2 3 (6.9)	C	有	砂質	要	
211-12	鳥羽中央公園 野球場	大明東町 3-2	N 34° 28' 06	E136° 50' 59	三幸株式会社 0599-25-6215	70×70 4900	9 (3.0)	C	無	芝生 赤土	不要	防災ヘリ適地
211-13	菅島小学校 グラウンド	菅島町 1-2	N 34° 29' 54	E136° 53' 59	菅島小学校 0599-34-2011	69×29 2001	3 0 (9.2)	C	有	砂質 赤土	要	

※1 離着陸場規模 ※2 指定区分 次ページ参照

指定番号	名 称	所在地	緯度経度		着陸場連絡先 電話番号	面積(㎡)		離着陸場 の規模※1	避難場所 指定	土地表面	散水の 処置	指定区分 ※2
			UTM	座標		標高 ft(m)						
211-14	鳥羽中央公園 多目的グラウンド	大明東町 4-8	N 34° 28' 07 E136° 51' 13	7024-1567	三幸株式会社 0599-25-6215	90×57 5130	6 (2.0)	C	無	芝生 赤土	不要	へり専用拠点 防災へり適地
211-15	神島漁港 (漁具干場)	神島町地先	N 34° 33' 07 E136° 58' 52	8177-2513	鳥羽市神島連絡所 0599-38-2004	80×50 4000	8 (2.4)	C	無	舗装	不要	
211-16	池上公園	池上町 14-9	N 34° 28' 55 E136° 49' 40	6784-1711	鳥羽市役所建設課管理係 0599-25-1171	45×50 2250	6 2 (18.8)	C	有	芝生	不要	
211-17	株式会社 ホーペック	松尾町 1002-1	N 34° 25' 25 E136° 50' 59	6997-1067	株式会社 ホーペック 0596-37-7101	70×80 5,600	1 5 1 (45.6)	C	無	草地土 質	不要	へり専用拠点
211-18	鳥羽市消防庁舎 へりポート	船津町 1393-1	N 34° 27' 54 E136° 50' 47	6958-1526	鳥羽市消防本部 通信指令室 0599-25-2821	24×24 576	1 2 4 (38)	C	無	舗装	不要	へり専用拠点 防災へり適地
211-19	菅崎園地 へりポート	相差町 37-157	N 34° 22' 46 E136° 54' 27	7537-0587	相差町内会 0599-21-6660	50×40 2080	1 3 2 (40.4)	C	無	草地土	要	へり専用拠点
211-20	答志中学校 グラウンド	答志町 2220-5	N 34° 31' 17 E136° 53' 16	7328-2158	答志中学校 0599-37-2033	70×65 4550	4 4 (13.5)	C	有	赤土	要	
211-21	今浦城跡	浦村町 220 付近	N 34° 26' 25 E136° 52' 50	7278-1259	今浦町内会 0599-32-5011	32×23 7 3 6	1 6 (5 2. 6)	C	無	草地土	不要	

※1 離着陸場規模 A：200×100m(20000 m²)以上…中型機 5機(大型機 2機)

B：150× 70m(10500 m²)以上…中型機 3機(大型機 1機)

C：B 未満…中型機 2機以下の対応

※2 指定区分

- へり専用拠点 ①へり専用拠点としての十分な広さが確保されていること (150m×70m 以上)
- ②避難地として指定されていないこと ※ただし、避難住民・全ての車両及び物資等が確実に即時移動可能で、航空機の離着陸に対応可能な場合は指定可能
- ③大型車両が進入可能な場所であること
- ④へり専用拠点周囲に、へり離着陸に際しての障害物がないこと

防災へり適地：県防災航空隊の指定基準による。【参考】①十分な地籍②災害時にへり専用として利用可 (避難場所等として使用予定がない) ③普段から利用が無く (少なく)、未調整 (又は電話等の調整) で、着陸できること (できれば普段から訓練ができる場所) ④離着陸に際し、航空機及び周辺への被害の不安・恐れがないこと (着陸場付近の建物等のガラスやトタン屋根の破損、砂塵や砂埃、ゴミ・ビニールシート・洗濯物等の飛散等) これらの条件を満たした上で、現地確認後に設定される。

1 6 災害通信一覧表

1 移動系デジタル防災行政無線(移動系無線)

局名称	局番号	設置場所	局名称	局番号	設置場所
鳥羽市役所01	300	総務課	鳥羽市役所17	316	弘道小学校
鳥羽市役所02	301	税務課	鳥羽市役所18	317	旧鏡浦小学校
鳥羽市役所03	302	健康福祉課	鳥羽市役所19	318	菅島小学校
鳥羽市役所04	303	定期船課	鳥羽市役所20	319	志摩医師会(中村クリニック)
鳥羽市役所05	304	建設課	鳥羽市役所21	320	答志保育所
鳥羽市役所06	305	建設課	鳥羽市役所22	321	鳥羽商船
鳥羽市役所07	306	水道課	鳥羽市役所23	322	神島連絡所
鳥羽市役所08	307	水道課	行政鳥羽市役所	100	総務課
鳥羽市役所09	308	教育委員会	とば 400(半固定)	400	加茂連絡所
鳥羽市役所10	309	消防本部	とば 401(半固定)	401	鏡浦連絡所
鳥羽市役所11	310	旧小浜小学校	とば 402(半固定)	402	長岡連絡所
鳥羽市役所12	311	あおぞら保育所	とば 403(半固定)	403	坂手連絡所
鳥羽市役所13	312	安楽島小学校	とば 404(半固定)	404	答志連絡所
鳥羽市役所14	313	鳥羽東中学校	とば 405(半固定)	405	桃取連絡所
鳥羽市役所15	314	旧長岡中学校	とば 407(半固定)	407	神島連絡所
鳥羽市役所16	315	加茂中学校			

2 消防無線

(1) 消防デジタル無線

無線局種別	局名称	設置場所	備 考
基地局	とばしょうぼう	市消防本部	
	とばしょうぼうはこたやま	〃	
陸上移動局	とば 1	〃	水槽付ポンプ車備付
	とば 2	〃	ポンプ車備付
	きゅうきゅうとば 1	〃	救急車備付
	きゅうきゅうとば 2	〃	〃
	きゅうきゅうとば 3	〃	〃
	とば 31	〃	はしご車備付
	とば 51	〃	査察指導車備付
	とば 52	〃	人員搬送車備付
	とば 53	〃	資機材搬送車備付
	とば 54	〃	指揮車備付
	とば 71	市消防本部	化学車備付
	とば 101	〃	携帯型
	とば 102	〃	〃
	とば 103	〃	〃
	とば 104	〃	〃
	とば 105	〃	〃

無線局種別	局名称	設置場所	備 考
陸上移動局	とば 106	〃	〃
	とば 107	〃	〃
	とば 108	〃	〃
	とば 109	〃	〃
	とば 110	〃	〃
	とば 201	鳥羽市 坂手連絡所	可搬型
	とば 202	鳥羽市 菅島連絡所	〃
	とば 203	鳥羽市 答志連絡所	〃
	とば 204	鳥羽市 桃取連絡所	〃
	とば 205	鳥羽市 神島連絡所	〃
	とば 301	消防団 鳥羽分団	携帯型
	とば 302	〃 加茂分団	〃
	とば 303	〃 長岡分団	〃
	とば 304	〃 鏡浦分団	〃
	とば 305	〃 答志分団	〃
	とば 306	〃 桃取分団	〃
	とば 307	〃 菅島分団	〃
	とば 308	〃 神島分団	〃
	とば 309	〃 坂手分団	〃
	とば 310	〃 団本部	〃
	とば 311	〃 加茂分団 第1部	〃
	とば 312	〃 〃 第2部	〃
	とば 313	〃 〃 第3部	〃
	とば 314	〃 〃 第4部	〃
	とば 315	〃 〃 第5部	〃
	とば 316	〃 〃 第6部	〃
	とば 317	〃 長岡分団 第1部	〃
	とば 318	〃 〃 第2部	〃
	とば 319	消防団長岡分団 第3部	携帯型
	とば 320	〃 〃 第4部	〃
	とば 321	〃 〃 第5部	〃
	とば 322	〃 鏡浦分団 第1部	〃
	とば 323	〃 〃 第2部	〃
	とば 324	〃 〃 第3部	〃
	とば 325	〃 答志分団 第4部	〃

(2) 防災波無線

無線局種別	局名称	設置場所	備 考
陸上移動局	ぼうさいとば 101	鳥羽市消防本部	携帯型（防災相互通信用）
	ぼうさいとば 102	〃	〃
	ぼうさいとば 103	〃	〃
	ぼうさいとば 104	〃	〃
	ぼうさいとば 105	消防団 答志分団	〃
	ぼうさいとば 106	〃 桃取分団	〃
	ぼうさいとば 107	〃 菅島分団	〃
	ぼうさいとば 108	〃 神島分団	〃
	ぼうさいとば 109	〃 坂手分団	〃
	ぼうさいとば 110	〃 答志分団 第4部	〃

3 衛星携帯電話

	設 置 場 所	台数	電話番号
1	総務課	1	080-2601-7856
2	答志中学校	1	080-2601-7862
3	桃取保育所	1	080-2601-7863
4	菅島小学校(校長室)	1	080-2601-7864
5	坂手診療所	1	080-2601-7865
6	神島保育所	1	080-2601-7866
7	消防本部	1	8816-224-95169
8	消防本部(現地指揮所)	1	8816-224-95170
合 計		8	

1 7 防災関係機関電話番号一覧表

名 称	電 話	F A X	衛星携帯電話 (衛星系無線)
イ [市 関 係]			
鳥羽市災害対策本部(総務課)	25-1111	25-1138	080-2601-7856
〃 (建設課)	25-1171	25-5241	
〃 (健康福祉課)	25-1115	25-1154	
鳥羽市消防本部	25-2821	26-5024	8816-224-95169 8816-224-95170
〃 南鳥羽出張所	33-0019		
鳥羽市役所 加茂連絡所	25-2901	26-3356	
〃 鏡浦連絡所	32-5001	32-5753	
〃 長岡連絡所	33-6001	33-7364	
〃 坂手連絡所	25-3301	26-2493	
〃 神島連絡所	38-2004	38-2354	
〃 菅島連絡所	34-2004	34-2056	
〃 答志連絡所	37-2004	37-2879	
〃 桃取連絡所	37-3004	37-2878	
ロ [県 関 係]			
防災対策部 災害対策課 災害対策班	059-224-2189	059-224-2199	(101-8-2189)
南勢志摩地域活性化局 地域・防災課	0596-27-5115	0596-27-5251	(126-8-5115)
志摩建設事務所(総務課)	0599-43-5125	0599-43-1353	
伊勢農林水産事務所	0596-27-5161	0596-27-5254	
県 立 志 摩 病 院	0599-43-0501	0599-43-2507	
県 立 鳥 羽 高 等 学 校	0599-25-2935	0599-25-2068	
ハ [警 察 自 衛 隊]			
鳥 羽 警 察 署 (警 備 課)	25-0110	25-0110(切替)	
陸上自衛隊第33普通科連隊第3科	059-255-3133	059-255-3133(切替)	
陸上自衛隊航空学校企画室	0596-37-0111	0596-37-0111(切替)	
ニ [指 定 地 方 行 政 機 関]			
鳥羽海上保安部(警備救難課)	25-0118	26-4998	
東 海 農 政 局	052-223-4609	052-223-4628	
中部地方整備局三重河川国道事務所	059-229-2223	059-229-2263	
津 地 方 気 象 台	059-228-2022	059-246-8484	

名 称	電 話	F A X	衛星携帯電話
ホ [指 定 公 共 機 関]			
西日本電信電話株式会社三重支店	059-223-9330	059-227-6140	
(株)ドコモＣＳ東海三重支店	059-229-2851	059-229-1013	090-3158-6542
K D D I (株) 中部総支社	052-747-8071	052-747-8075	
ソ フ ト バ ン ク (株)	052-388-2420	052-388-2412	
日本赤十字社三重県支部	059-227-4145	059-227-6245	
日本放送協会津放送局	059-229-3000	059-229-3029	
東海旅客鉄道(株)伊勢市駅	0596-28-3670	0596-25-9174	
中部電力パワーグリッド(株)伊勢営業所	0596-23-8580	0596-24-1479	
(株)鳥羽郵便局	25-4940	26-3925	
へ [指 定 地 方 公 共 機 関]			
三重県医師会 志摩医師会	0599-44-0176	0599-44-0178	
近畿日本鉄道株式会社鳥羽駅	25-2126	25-2127	
三重交通(株)伊勢営業所	0596-25-7131	0596-28-8772	
三重県トラック協会	059-227-6767	059-225-2095	870-772581054
三重県ＬＰガス協会鳥羽協議会 (有限会社すきや)	25-2333	25-2354	
ト [そ の 他]			
鳥羽商工会議所	25-2751	26-4988	
伊勢農業協同組合 鳥羽支店	25-2902	26-2811	
鳥羽磯部漁業協同組合 総務指導課	25-2328	25-9080	
鳥羽市水道組合 (有限会社大進ハウジング)	26-3258	25-3503	
鳥羽市観光協会	25-3019	25-6358	
鳥羽市社会福祉協議会	25-1188	25-1117	

1 8 指定避難所等一覧表

津波避難場所及び風水害等避難所との関係			指定緊急避難場所				指定避難所
番号	地区	場 所	津波から逃げる場所	風水害等の時に避難する施設			
			津波(海拔 m)	洪水	高潮	土砂	
1	小浜町	鳥羽グランドホテル(駐車場)	○(20)	—	—	—	—
2		湯快リゾート鳥羽彩朝楽	○駐車場(23)	○	○	○	○
3		ガーデンヒルズ利平治(駐車場)	○(19)	—	—	—	—
4		旧小浜小学校	※3階(16)	○	○	○2階以上	○
5	堅神地区 池上地区 屋内地区	鳥羽小学校	○グラウンド(9)	○	○	○	○
6		堅神公民館	—	—	—	—	○
7		鳥羽商船高専 第2 体育館	○横広場(16)	○	○	○	○
8		あおぞら保育所	○グラウンド(20)	○	○	○	○
9		裏萩山公園	○(40)	—	—	—	—
10	鳥羽地区 鳥羽一丁目 鳥羽二丁目 鳥羽三丁目 鳥羽四丁目 鳥羽五丁目	美台集会所	○第二公園(24)	○	○	—	○
11		城山公園	○(23)	—	—	—	—
12		日和山公園	○(64)	—	—	—	—
13		旧鳥羽小学校	○グラウンド(39)	—	—	—	—
14		ミキモト鳥羽工場敷地	○(30)	—	—	—	—
15		奥谷公園	○(15)	—	—	—	—
16		あしたば作業所	○駐車場(27)	○	○	—	○
17		鳥羽国際ホテル(駐車場)	○(30)	—	—	—	—
18		扇芳閣(駐車場)	○(36)	—	—	—	—
19		鳥羽市役所西庁舎	—	○	○	○	○
20		戸田家	—	○	—	○	○
21		N T T 西日本鳥羽ビル	—	—	—	○	○
22		JR 東海鳥羽駅	—	○	—	—	—
23		近畿日本鉄道 鳥羽駅	—	○	—	—	—
24		若竹集会所	—	○	○	—	○
25	安楽島地区 安楽島町 高丘町 大明東町 大明西町	鳥羽高校	○校庭(11)	○体育館	○体育館	○体育館	○
26		鳥羽高校 武道場	—	—	—	—	○
27		鳥羽東中学校	○グラウンド(36)	○	○	○	○
28		桜ヶ丘緑地	○(27)	—	—	—	—
29		第1 安楽島苑公園	○(46)	—	—	—	—
30		安楽島小学校	※3階(22)	○	○	○	○
31		亀の井ホテル鳥羽	○駐車場(44)	○	○	○	○
32		てんぐ山	○(20)	—	—	—	—
33		鳥羽市武道館	—	—	—	○	○
34		鳥羽市民体育館2階	—	○	○	○	○
35		鳥羽シーサイドホテル	—	○	○	○	○
36		安楽島公民館（2階）	—	○	○	○	○
37		安楽島保育所	—	○	○	○	○

津波避難場所及び風水害等避難所との関係			指定緊急避難場所				指定避難所
番号	地区	場 所	津波から逃げる場所	風水害等の時に避難する施設			
			津波(海拔 m)	洪水	高潮	土砂	
38	加茂地区 幸丘 船津町 若杉町 岩倉町 河内町 松尾町 白木町	加茂小学校	※3階(14)	—	—	○	○
39		加茂中学校	※3階(22)	○	○	○	○
40		鳥羽陽光苑敷地	○(27)	—	—	—	—
41		船津保育所グラウンド	○(21)	—	—	—	—
42		鳥羽市園芸センター敷地	○(38)	—	—	—	—
43		幸丘公園	○(15)	—	—	—	—
44		若杉町多目的広場	○(16)	—	—	—	—
45		隠殿岡第一公園	○(33)	—	—	—	—
46		船津コミュニティセンター	—	○	○	○	○
47		若杉公民館	—	○	○	○	○
48		みどりが丘集会所	—	○	○	○	○
49		河内公民館	—	—	—	○	○
50		松尾公民館	—	○	○	—	○
51		なごみ	—	—	—	○	○
52		白木公民館	—	○	○	—	○
53	長岡地区 相差町 国崎町 畔蛸町 千賀町 堅子町	旧長岡中学校	※屋上(19)	○	○	○	○
54		神明神社境内	○(18)	—	—	—	—
55		リゾートヒルズ豊浜(駐車場)	○(16)	—	—	—	—
56		別館 すずき(駐車場)	○(32)	—	—	—	—
57		民宿旅館 山川(駐車場)	○(26)	—	—	—	—
58		相差保育所	○グラウンド(33)	○	○	○	○
59		五感の宿 慶泉(駐車場)	○(40)	—	—	—	—
60		国崎保育所跡地	○(26)	—	—	—	—
61		御宿 瀬乃崎(駐車場)	○(26)	—	—	—	—
62		旭分校跡地	○(28)	—	—	—	—
63		弘道小学校	—	○	○	○	○
64		千賀公民館2階	—	○	○	○	○
65		旧堅子公民館2階	—	○	—	○	○
66		鳥羽磯部漁協相差支所 女性等活動拠点施設	—	○	○	○	○
67	鏡浦地区 石鏡町 今浦 本浦	旧鏡浦小学校	○グラウンド(12)	○	○	○	○
68		本浦老人憩の家前広場	○(12)	—	—	—	—
69		サン浦島 悠季の里(駐車場)	○(20)	—	—	—	—
70		与吉屋(駐車場)	○(44)	—	—	—	—
71		中山かき直売所(駐車場)	○(20)	—	—	—	—
72		今浦観音堂前広場	○(11)	—	—	—	—
73		石鏡公民館	○前広場(22)	○	○	○	○
74		旧石鏡保育所グラウンド	○(25)	—	—	—	—

※は建物の最上階や屋上などで、「逃げ遅れた場合」や「避難するのに時間がかかる避難行動要支援者」などのための場所ですので、できる限りそれ以外の津波避難場所などの高台への避難をお勧めします。

津波避難場所及び風水害等避難所との関係			指定緊急避難場所				指定避難所
番号	地区	場 所	津波から逃げる場所	風水害等の時に避難する施設			
			津波(海拔 m)	洪水	高潮	土砂	
75	(つづき) 鏡浦地区	ホテル芭新萃(駐車場)	○(43)	—	—	—	—
76		和風旅館 新八屋(駐車場)	○(60)	—	—	—	—
77		本浦公民館	—	○	—	○	○
78		今浦老人憩の家	—	○	—	○	○
79	菅島町	菅島小学校	※屋上(20)	○	○	○	○
80		宮山	○(30)	—	—	—	—
81		菅島コミュニティアリーナ	—	○	○	○	○
82	桃取町	天神山ゲートボール場	○(22)	—	—	—	—
83		八幡神社境内	○(12)	—	—	—	—
84		旧桃取小学校	—	○	○	○2階 (保育所側)	○
85		桃取コミュニティセンター	—	○	○	○	○
86		桃取健康管理センター	—	—	—	○	○
87	答志地区 (答志 和具)	答志保育所	○グラウンド(21)	○	○	—	○
88		つばき公園	○(18)	—	—	—	—
89		答志中学校	○校庭(15)	○	○	○2階 (体育館側)	○
90		首塚	○(50)	—	—	—	—
91		答志コミュニティセンター	—	○	○	—	○
92		答志コミュニティアリーナ(2階)	—	○	○	○	○
93		答志小学校	—	○	—	○	○
94		答志和具コミュニティセンター	—	○	○	—	○
95	神島町	神島保育所グラウンド	○(36)	—	—	—	—
96		八代神社境内	○(67)	—	—	—	—
97		神島開発総合センター(2階以上)	—	○	○	○	○
98	坂手町	旧坂手小学校	○グラウンド(26)	—	—	—	—
99		林昌寺境内	○(10)	—	—	—	—
100		坂手公民館	—	○	—	—	○
101		坂手コミュニティアリーナ	—	○	○	○	○
102		坂手診療所(1階待合室)	—	○	○	○	—
103		坂手連絡所	—	—	—	○2階	—
合 計			64	50	42	46	55

1 ※は、建物の最上階や屋上などで、「逃げ遅れた場合」や「避難するのに時間がかかる避難行動要支援者」などのための場所ですので、できる限りそれ以外の津波避難場所などの高台への避難をお勧めします。

2 避難所生活が困難な方には、避難所内に「福祉スペース」等を設置して対応していただきます。

ただし、やむを得ない事情等により、各避難所から要請がある場合、協定先施設が受入可能となり次第、福祉避難所を開設します。

【指定福祉避難所】

番号	名 称	受入対象者
1	特別養護老人ホーム 鳥羽陽光苑	高齢者
2	特別養護老人ホーム あらしま苑	高齢者

【参考資料：指定緊急避難場所の地区別指定状況】

地区	施設・場所名	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模火事	内水氾濫	火山現象
小浜	鳥羽グランドホテル(駐車場)					○			
	湯快リゾート鳥羽彩朝楽(駐車場)					○			
	湯快リゾート鳥羽彩朝楽	○	○	○			○	○	○
	ガーデンヒルズ利平治(駐車場)					○			
	旧小浜小学校 3 階					○			
	旧小浜小学校 2 階以上	○	○	○			○	○	○
	旧小浜小学校グラウンド				○				
堅神・池上・屋内	鳥羽小学校グラウンド					○			
	鳥羽小学校	○	○	○			○	○	○
	鳥羽商船高専第 2 体育館横広場					○			
	鳥羽商船高専第 2 体育館	○	○	○			○	○	○
	あおぞら保育所グラウンド				○	○			
	あおぞら保育所	○	○	○			○	○	○
	裏萩山公園					○			
	堅神公民館						○	○	○
鳥羽	美台第二公園					○			
	美台集会所	○		○			○	○	○
	城山公園				○	○			
	日和山公園					○			
	旧鳥羽小学校グラウンド					○			
	ミキモト鳥羽工場敷地					○			
	奥谷公園					○			
	あしたば作業所（駐車場）					○			
	あしたば作業所	○		○			○	○	○
	鳥羽国際ホテル（駐車場）					○			
	扇芳閣(駐車場)					○			
	鳥羽市役所西庁舎	○	○	○			○	○	○
	戸田家	○	○				○	○	○
	N T T 西日本鳥羽ビル		○				○		○
	JR 東海鳥羽駅	○					○	○	○
	近畿日本鉄道鳥羽駅	○					○	○	○
	若竹集会所	○		○			○	○	○
安楽島	鳥羽高校校庭				○	○			
	鳥羽高校体育館	○	○	○			○	○	○
	鳥羽高校武道場						○		
	鳥羽東中学校グラウンド				○	○			
	鳥羽東中学校	○	○	○			○	○	○
	桜ヶ丘緑地					○			
	第 1 安楽島苑公園					○			
	安楽島小学校 3 階					○			
	安楽島小学校	○	○	○			○	○	○
	安楽島小学校グラウンド				○				

地区	施設・場所名	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象
安楽島	亀の井ホテル鳥羽（駐車場）					○			
	亀の井ホテル鳥羽	○	○	○			○	○	○
	てんぐ山					○			
	鳥羽市武道館		○	○			○	○	○
	鳥羽市民体育館 2 階	○	○	○			○	○	○
	鳥羽シーサイドホテル	○	○	○			○	○	○
	安楽島公民館 2 階	○	○	○			○	○	○
	安楽島保育所	○	○	○			○	○	○
加茂	加茂小学校 3 階					○			
	加茂小学校		○	○			○	○	○
	加茂中学校 3 階					○			
	加茂中学校	○	○	○			○	○	○
	加茂中学校グラウンド				○				
	鳥羽陽光苑敷地					○			
	船津保育所グラウンド					○			
	鳥羽市園芸センター敷地					○			
	幸丘公園					○			
	若杉町多目的広場					○			
	隠殿岡第一公園					○			
	船津コミュニティセンター	○	○	○			○	○	○
	若杉公民館	○	○	○			○	○	○
	みどりが丘集会所	○	○	○			○	○	○
	河内公民館		○	○			○	○	○
	松尾公民館	○		○			○	○	○
	なごみ		○				○		○
	白木公民館	○		○			○	○	○
長岡	旧長岡中学校屋上					○			
	旧長岡中学校	○	○	○			○	○	○
	神明神社境内				○	○			
	リゾートヒルズ 豊浜(駐車場)					○			
	別館 すずき(駐車場)					○			
	民宿旅館 山川(駐車場)					○			
	相差保育所グラウンド				○	○			
	相差保育所	○	○	○			○	○	○
	五感の宿 慶泉(駐車場)					○			
	国崎保育所跡地					○			
	御宿 瀬乃崎(駐車場)					○			
	旭分校跡地					○			
	弘道小学校	○	○	○			○	○	○
	千賀公民館 2 階	○	○	○			○	○	○
	旧堅子公民館 2 階	○	○				○	○	○
	鳥羽磯部漁協相差支所女性等活動拠点施設	○	○	○			○	○	○

地区	施設・場所名	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	火山 現象
鏡浦	旧鏡浦小学校グラウンド				○	○			
	旧鏡浦小学校	○	○	○			○	○	○
	本浦老人憩の家前広場					○			
	本浦公民館	○	○	—			○	○	○
	サン浦島 悠季の里（駐車場）					○			
	与吉屋(駐車場)					○			
	中山かき直売所(駐車場)					○			
	今浦観音堂前広場					○			
	今浦老人憩の家	○	○				○	○	○
	石鏡公民館前広場					○			
	石鏡公民館	○	○	○			○	○	○
	旧石鏡保育所グラウンド					○			
	ホテル芭新萃(駐車場)					○			
	和風旅館 新八屋(駐車場)					○			
菅島	菅島小学校屋上					○			
	菅島小学校	○	○	○			○	○	○
	宮山				○	○			
	菅島コミュニティアリーナ	○	○	○			○	○	○
桃取	天神山ゲートボール場				○	○			
	八幡神社境内					○			
	桃取コミュニティセンター	○	○	○			○	○	○
	桃取健康管理センター		○				○		○
	旧桃取小学校校舎2階（保育所側）	○	○	○			○	○	○
答志	答志保育所グラウンド					○			
	答志保育所	○		○			○	○	○
	つばき公園				○	○			
	答志中学校校庭					○			
	答志中学校校舎2階（体育館側）	○	○	○			○	○	○
	首塚					○			
	答志コミュニティセンター	○		○			○	○	○
	答志コミュニティアリーナ2階	○	○	○			○	○	○
	答志小学校	○	○				○	○	○
	答志和具コミュニティセンター	○		○			○	○	○
神島	神島保育所グラウンド				○	○			
	八代神社境内					○			
	神島開発総合センター2階以上	○	○	○			○	○	○
坂手	旧坂手小学校グラウンド				○	○			
	林昌寺境内					○			
	坂手公民館	○					○	○	○
	坂手コミュニティアリーナ	○	○	○			○	○	○
	坂手診療所1階待合室	○	○	○			○	○	○
	坂手連絡所2階		○				○		○
計		50	46	45	15	64	59	54	58

19 要配慮者施設等一覧表

・記載基準

津波ハザードマップの津波浸水域に所在する施設

洪水ハザードマップの洪水浸水域に所在する施設

土砂災害ハザードマップの警戒区域・特別警戒区域に所在する施設

(敷地の一部のみの場合を対象外)

施設内に入所施設、又は通所施設及びその両方を有するもの

※ただし、以下の条件に該当する施設は、除外する。

・入院病床を有しない、病院・医療所等

・現在、業務・事業を終了・停止又は継続が確認できない施設

(1) 幼稚園・児童福祉施設・小学校・中学校・高校・高専

該当：● 非該当：—

施設名	住 所	電話番号	津 波 浸水域	洪 水 浸水域	土砂災害 警戒区域等	備 考
かもめ幼稚園	517-0023 大明西町 4-12	0599-25- 2924	●	●	—	
エンゼル・クラブ	517-0014 堅神町 805-6	0599-25- 1661	—	—	●	
安楽島保育所	517-0021 安楽島町 1459- 1	0599-25- 4013	—	—	●	
鳥羽放課後児童クラブ (たんぽぽ)	517-0021 安楽島町 377	0599-25- 3075	—	—	●	
船津保育所	517-0045 船津町 707-7	0599-25- 6998	—	—	●	
桃取保育所	517-0003 桃取町 21-2	0599-37- 3055	●	—	●	
答志保育所	517-0002 答志町 494	0599-37- 2142	—	—	●	
菅島保育所	517-0004 菅島町 3-1	0599-34- 2037	●	—	●	
あおぞら保育所	517-0012 池上町 9-24	0599-25- 6213	—	—	●	
相差保育所	517-0031 国崎町 140	0599-33- 6117	—	—	●	
神島保育所	517-0001 神島町 272-1	0599-38- 2284	—	—	●	
鳥羽小学校	517-0014 堅神町 805-2	0599-25- 2120	—	—	●	
答志小学校	517-0002 答志町 941-1	0599-37- 2032	●	—	—	
神島小学校	517-0001 神島町 358-3	0599-38- 2013	●	—	—	
加茂小学校	517-0041 岩倉町 27-1	0599-25- 2919	—	●	—	
弘道小学校	517-0032 相差町 1014	0599- 33- 6016	●	—	—	
答志中学校	517-0002 答志町 2220-5	0599-37- 2033	—	—	●	
神島中学校	517-0001 神島町 358-3	0599-38- 2013	●	—	—	
鳥羽高校	517-0021 安楽島町 1459	0599-25- 2935	—	—	●	
鳥羽商船高専	517-8501 池上町 1 - 1	0599-25- 8000	●	—	●	

※ 施設名(網掛け) : 洪水浸水域内、土砂災害警戒区域等内にある施設は、避難計画を作成しなければなりません。

(2) 障がい者福祉施設

該当：● 非該当：—

施設名	住 所	電話番号	津 波 浸水域	洪 水 浸水域	土砂災害 警戒区域等	備 考
共同生活援助事業所 あしたば	517-0011 鳥羽五丁目 5-1	0599-25- 7670	●	●	—	
安久志ホーム	517-0021 安楽島町 1256-9	0599-37- 7200	—	—	●	
すろうらいふ海の子	517-0023 大明西町 18-19	0599-26- 3785	●	●	—	
グループホーム有明の里	517-0032 相差町 1267-3	0599-37- 7222	●	—	—	
コラボ	517-0011 鳥羽五丁目 10-1	0599-37- 7175	●	●	●	日中のみ
IPPO WORK PLACE ANTENNA SHOP & cafe	517-0042 松尾町 196	0599-20- 0253	—	●	—	日中のみ
鳥羽たいむ作業所	517-0042 松尾町 660-6	0599-25- 7678	—	—	●	日中のみ
有明の里 おおさか作業所	517-0032 相差町 2120-67	080-2626- 8986	—	—	●	日中のみ
あしたば作業所	517-0011 鳥羽五丁目 8-62	0599-25- 2152	—	—	●	日中のみ
海の子作業所	517-0023 大明西町 18-4	0599-37- 7800	●	●	—	日中のみ
発達支援室クオール (QOL)	517-0023 大明西町 17-15	0599-25- 1515	●	●	—	日中のみ

※ 施設名(網掛け) : 洪水浸水域内、土砂災害警戒区域等内にある施設は、避難計画を作成しなければなりません。

(3) 老人福祉施設・その他

該当：● 非該当：—

施設名	住 所	電話番号	津 波 浸水域	洪 水 浸水域	土砂災害 警戒区域等	備 考
特別養護老人ホーム 鳥羽陽光苑	517-0041 岩倉町 609	0599-25- 7640	—	—	●	
短期入所生活介護施設 鳥羽陽光苑						
鳥羽陽光苑 通所介護事業所						
介護付有料老人ホーム 虹の夢とば	517-0011 鳥羽一丁目 20-1	0599-25- 2424	●	—	—	
短期入所生活介護 虹の夢とば						
介護付有料老人ホーム さわやかシーサイド鳥羽	517-0015 小浜町字浜辺 300- 73	0599-25- 0770	●	—	●	
さわやかシーサイド鳥羽 短期入所生活介護						
合同会社 f e l i c e (ラ・ケアとば)	517-0011 鳥羽一丁目 2070	0599-25- 0277	●	—	●	日中のみ
合同会社 f e l i c e (ラ・ケアくざき)	517-0031 国崎町 140	0599-33- 1177	—	—	●	
デイサービスセンター 答志島	517-0002 答志町 895	0599-21- 5700	●	—	—	日中のみ
はごろもデイサービス センター	517-0011 鳥羽一丁目 186-1	0599-21- 2940	—	—	●	日中のみ
デイサービスはつしま	517-0032 相差町 1924	0599-33- 6972	●	—	—	日中のみ
デイサービスひまわり	517-0011 鳥羽三丁目 15-12	0599-26- 3374	●	—	●	
鳥羽市介護予防施設 しおさい	517-0001 神島町 113-2	0599-38- 2722	●	—	●	日中のみ

※ 施設名（網掛け）：洪水浸水域内、土砂災害警戒区域等内にある施設は避難計画を作成しなければなりません。

20 備蓄品一覧表

令和6年 8月 6日現在

	施設名	非常食							仮設トイレ ※1	携帯トイレ ※2	毛布	哺乳瓶	生理用品	乳児用紙おむつ (大人用)	発電機	パソコン	スポット クーラー
		α米	おかゆ	アレルギー 対応おかゆ	ビスケット	水	粉ミルク (液体)	アレルギー 対応粉ミルク									
1	旧小浜小学校		210		240	72	20	6	3	1,800	296	10	452	108 (90)	3	6	
2	あおぞら保育所		400		240	120	30	6	2	2,100	300	20		276 (86)	3	15	
3	鳥羽小学校	700	280		260	120	40	6	2	2,100	100	30	452	168 (86)	6	28	2
4	マリンターミナル				80	168				1,200	10	10	1,372	1,440 (1,314)	2		
5	鳥羽市役所	13,500	180		500	1944	20 (6)	6	1	3,475	1,110	60	258	108 (64)	10	17	3
6	安楽島小学校		560		480	120	40	6	3	3,500	200	60	732	276 (140)	3	31	2
7	鳥羽高校		240		160	48			3	1,500	200	30	280	168 (156)	2	54	2
8	鳥羽東中学校		280		480	120	50	12	3	5,000	200	60	818	276 (144)	5	58	2
9	加茂中学校	600	400		800	240	40	6	5	7,000	600	90	1098	276 (186)	3	26	2
10	加茂小学校					24					250				3	20	2
11	旧鏡浦小学校	400	250		240	72	40	6	3	1,500	100	20	622	276 (120)	3	28	2
12	今浦観音堂	400	140		80	72	10	6	1	600	50		56	(34)	1	3	
13	相差保育所 (旧国崎小学校)		180		80	72			2	800	100	10	312	44 (54)	1	4	
14	弘道小学校					24			2		100				3	20	2
15	神明神社					72			1	700					1		
16	JF相差女性活動センター					24			1	100	50				1		

※1 仮設トイレ：個数×5,500回＝使用可能回数、※2 携帯トイレ：個数＝使用可能回数

	施 設 名	非常食							仮設トイレ ※1	携帯トイレ ※2	毛布	哺乳瓶	生理用品	乳児用紙おむつ (大人用)	発電機	ハ・テ ーション	スポット クーラー
		α米	おかゆ	アレルギー 対応おかゆ	ビスケット	水	粉ミルク (液体)	アレルギー 対応粉ミルク									
17	旧長岡中学校		290		400	120	50	12	96	2,700	150	20	902	276 (144)	3	30	2
18	旧旭分校跡		100		80	48			48	300	40		56	(34)	1	6	
19	菅島小学校	200			160				48	1,300		5	532	258 (144)		4	
20	菅島コミュニティアリーナ		290				60	6		100	150		258	108	6	24	2
21	菅島自主防災倉庫					480											
22	答志保育所		250		240	384	40 (10)	6	96	1,500		5	956	366 (234)	2		
23	答志コミュニティセンター										10				3		
24	答志中学校		250		160	120	20	6	96	1,200	80	5	510	270 (108)	2	28	2
25	旧桃取公民館				100				96	800	10	5	504	438 (180)		4	
26	桃取コミュニティセンター	300	290		60		40	6		600			258	108	1		
27	旧桃取小学校					360				200	150				1	24	2
28	神島保育所	200	250		80		40 (5)	6	48			5		44	2		
29	桂光院		70			240				900	100		398	180 (90)		3	
30	坂手コミュニティアリーナ	200	290		80	240	10		48	900	80	5	398	276 (54)	2	24	1
31	その他					792	50 (75)			2,500	1,770		616	632 (767)	64	78	5
合 計		16,500	5,200	0	5,000	6,096	560 (96)	108	1,392	44,375	6,056	450	11,840	6,372 (4,229)	137	535	33

※1 仮設トイレ：個数×5,500 回＝使用可能回数、

※2 携帯トイレ：個数＝使用可能回数

2 1 防災拠点等一覧表

施設名	管理者	所在地	敷地 総面積 (㎡)	災害時の主な活用用途						備考		
				救助活動拠点			輸送・ 物資 拠点	給水 拠点	災害 廃棄物 仮置場	仮設住 宅建設 予定地	指定緊急 避難場所/ 指定避難所	離着 陸場
				消防	警察	自衛隊						
旧小浜小学校	市	小浜町 97-1	7,310					○		○	○	
鳥羽小学校	市	堅神町 805-3 他	18,598	○						○	○	
鳥羽商船第二体育館横	鳥羽商船 高等専門学校	池上町 1-1 他	2,800	○						○	○	
あおぞら保育所	市	池上町 9-24	2,090					○			○	
シンフォニアテクノロジー(株)伊勢製作所 鳥羽工場	シンフォニアテクノロジー(株) 伊勢製作所	鳥羽一丁目 19-1	7,000	○								
鳥羽市本庁舎	市	鳥羽三丁目 1-1	930					○				
鳥羽中央公園多目的グラウンド	市	大明東町 3-2	98,578						○			○ 90×57
鳥羽東中学校	市	安楽島町 1451-19	15,780	○				○		○	○	
松尾工業団地 ※3号地除く	開発公社	松尾町 304-75(ほか)	7,879	○	○	○				○		
スギハラプロテック工場施設	スギハラプロテック(株)	松尾町 304	800				○					
鳥羽市清掃センター東部地区跡地外 相違保育所	市	松尾町 1240-9	25,000						○			
鳥羽展望台	市	国崎町 1302	5,850					○			○	
鳥羽志勢クリンセンター芝生公園	(有)ノア 鳥羽志勢広域連合	国崎町 3-3 白木町 247-10	18,000 2,100		○	○						○ 38×21
旧坂手小学校	市	坂手町 938	7,289					○		○	○	○ 51×36
菅島小学校	市	菅島町 1-2	5,838					○		○	○	○ 69×29
答志中学校	市	答志町 2220-5	12,554								○	○ 70×65
答志保育所	市	答志町 494	806					○			○	
つばき公園	市	答志町 494	1,533					○				
桃取コミュニティセンター	桃取町内会	桃取町 284	496					○			○	
神島保育所	市	神島町 274	360					○			○	
エクシブ鳥羽	リゾートトラスト	安楽島町 212-1	48,232					○				
今浦老人憩の家	市	浦村町 240	177					○			○	
旧鏡浦小学校	市	浦村町 1744-1	25,165					○			○	○ 109×50
旧長岡中学校	市	相差町 1910	6,902					○				

施設名	管理者	所在地	敷地 総面積 (㎡)	災害時の主な活用用途							備考		
				救助活動拠点			輸送・ 物資 拠点	給水 拠点	災害 廃棄物 仮置場	仮設住 宅建設 予定地	指定緊急 避難場所/ 指定避難所	離着 陸場	離着陸場 規模
				消防	警察	自衛隊							
池上公園	市	池上町 14-9	3, 440			○					○	45×50	
ひだまり横臨時駐車場	市・開発公社	大明東町 2	9, 520		○								

2.2 災害時協力井戸一覧表

登録番号	登録年度	地区名	井戸の所在地	設置場所	くみ上げ方法
1	令和6年度	桃取	烏羽市桃取町	屋外	つるべ
2	令和6年度	桃取	烏羽市桃取町	屋外	電動ポンプ
3	令和6年度	桃取	烏羽市桃取町	屋外	電動ポンプ
4	令和6年度	桃取	烏羽市桃取町	屋外	電動ポンプ
5	令和6年度	桃取	烏羽市桃取町	その他	電動ポンプ
6	令和6年度	相差	烏羽市相差町	屋内	電動ポンプ
7	令和6年度	相差	烏羽市相差町	屋外	電動ポンプ
8	令和6年度	相差	烏羽市相差町	屋内	電動ポンプ
9	令和6年度	相差	烏羽市相差町	屋外	電動ポンプ
10	令和6年度	相差	烏羽市相差町	屋外	電動ポンプ
11	令和6年度	相差	烏羽市相差町	屋内	電動ポンプ
12	令和6年度	相差	烏羽市相差町	屋外	電動ポンプ
13	令和6年度	相差	烏羽市相差町	屋内	電動ポンプ
14	令和6年度	相差	烏羽市相差町	屋外	電動ポンプ
15	令和6年度	相差	烏羽市相差町	屋外	電動ポンプ
16	令和6年度	相差	烏羽市相差町	屋外	電動ポンプ
17	令和6年度	相差	烏羽市相差町	屋内	電動ポンプ
18	令和6年度	相差	烏羽市相差町	屋外	電動ポンプ
19	令和6年度	相差	烏羽市相差町	屋内	電動ポンプ
20	令和6年度	今浦	烏羽市浦村町	屋外	電動ポンプ
21	令和6年度	小浜	烏羽市小浜町	屋外	つるべ
22	令和6年度	小浜	烏羽市小浜町	屋外	電動ポンプ
23	令和6年度	小浜	烏羽市小浜町	屋外	つるべ
24	令和6年度	小浜	烏羽市小浜町	屋外	つるべ
25	令和6年度	小浜	烏羽市小浜町	屋外	電動ポンプ

23 協定書及び覚書一覧表

NO	協定名	締結年月日	協定内容	相手方	担当窓口
1	消防防災業務相互応援協定	S45. 12. 20	火災又は非常災害時の相互応援	志摩市、南伊勢町（旧志摩5町と南勢町）	消防本部
2		S48. 9. 4		志摩広域消防組合	消防本部
3	三重県防災ヘリコプターに関する支援協定	R3. 4. 1	災害時における防災ヘリコプターの要請	三重県、三重県各市町村、各消防組合	消防本部
4	地震等災害時の相互応援に関する協定	R4. 11. 14	災害時における締結市町間の相互応援（食料、資機材等の提供、職員の派遣等）	国際特別都市建設連盟（別府市・伊東市・熱海市・奈良市・松江市・芦屋市・松山市・軽井沢町・日光市）	企画財政課
5	三重県水道災害広域応援協定	H 9. 10. 21	水道災害時における応援活動	三重県、三重県各市町村	水道課
6	三重県内消防相互応援協定	H10. 7. 1	【改正：H19. 3. 1】非常災害又は火災時の相互応援	三重県、三重県各市町、各消防組合	消防本部
7	災害発生時における鳥羽市と鳥羽市内郵便局の協力に関する協定	H30. 1. 10	災害時における郵便局の車両、施設、避難所提供、避難者リスト情報相互提供、郵便災害特別事務等	鳥羽郵便局	総務課
8	三重県市町村災害時応援協定	H12. 9. 1	災害時における県、市町村の相互応援（食料、資機材の提供、職員派遣等）	三重県、三重県市長会、三重県町村会	総務課
9	災害時における避難場所の相互の利用についての覚書	H13. 12. 19	災害時における伊勢市又は鳥羽市民の避難所の相互利用	伊勢市	総務課
10(1)	三重県災害等廃棄物処理応援協定	H16. 10. 29	災害時における県、市町村、各組合が、ごみ処理経費の取り決め	三重県、三重県各市町村、各組合	環境課
10(2)	三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書		し尿処理経費の取り決め		
11	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	H18. 8. 30	災害時における市民生活のための応急生活物資供給等の協力	イオン株式会社 鳥羽店	総務課
12	災害時協力協定	H18. 9. 1	災害時の被災者救援のため鳥羽丸等の運航及び避難所等の支援	独立行政法人 国立高等専門学校機構 鳥羽商船高等専門学校	定期船課 総務課
13	災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定	H23. 7. 1	災害救助用米穀等の緊急引渡しの円滑化	三重県	観光商工課
14	維持管理の委託に関する協定	H19. 3. 30	沿岸地域林地崩壊防止等緊急対策事業実施区域の維持管理の委託	三重県	農林水産課

NO	協定名	締結年月日	協定内容	相手方	担当窓口
16	水道災害等における応援協定	H19. 8. 1	大規模災害発生時、水道施設調査や応急復旧工事の応援、復旧用資材等の供出	鳥羽市水道組合	水道課
17	災害時における鳥羽市とかんぽの宿鳥羽との協力に関する協定	H19.10. 1 (再締結予定)	【改正：H23.2.25】大規模災害の発生時、かんぽの宿鳥羽の避難所としての使用	かんぽの宿 鳥羽	総務課
18	船舶による災害時等の協力に関する協定	H19.12.27	大規模災害発生時の船舶による消火活動、人員及び物資の輸送	伊勢湾防災株式会社	定期船課
19	災害時における覚書	H20. 4. 1	大規模災害発生時、鳥羽高校体育館等の避難所としての使用	三重県立 鳥羽高等学校	総務課
20	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定	H20. 8. 26	大規模災害発生時、電気や通信の復旧活動のため用地確保と使用	鳥羽志勢広域連合、中部電力株式会社、西日本電信電話株式会社三重支店	総務課
21(1)	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	H20.10. 9	南海トラフ地震発生時、給油所を帰宅困難者への休憩所等に活用、大規模災害発生時、市指定場所への石油類燃料の運搬供給	三重県石油商業組合鳥羽支部	総務課
21(2)	災害時における石油類燃料の供給に関する協定				
22(1)	災害時における物資供給に関する協定	H20.10. 9	・大規模災害発生時に地域貢献型自動販売機の飲料水及びその他飲料水の無償提供 ・地域貢献型自動販売機の設置	コカ・コーラ セントラルジャパン株式会社	総務課
22(2)	地域貢献型自動販売機の設置に関する覚書				
23	災害時における協定	H21.12.25	大規模災害の発生時、N T T 鳥羽ビル3棟1階旧窓口事務室等を避難所として使用	西日本電信電話株式会社	総務課
24	地震・津波・風水害等の災害応急工事に関する協定	H22. 6. 4	大規模災害の発生時、市の道路、河川、漁港等の公共土木施設の調査・災害応急工事	鳥羽商工会議所	建設課
25(1)	災害時の医療救護活動に関する協定	H22.10. 1	大規模災害の発生時、救護所等における志摩医師会所属の医師や看護師の派遣要請	社団法人 志摩医師会	健康福祉課
25(2)	同 協定書実施細目				
26	災害時の情報交換に関する協定	H23. 5. 31	中部地方整備局との各種情報交換、リエゾンの派遣	国土交通省 中部地方整備局	総務課
27(1)	災害時相互応援協定	H23.10.17	災害発生時における相互応援(救難・救護、医療、災害応急措置、復旧、物資運搬等)	岐阜県 美濃市	総務課
27(2)		H24. 7. 4		長野県 大田市	
27(3)		H24.11. 6		長野県 飯島町	
27(4)		H25. 1.18		兵庫県 三田市	
27(5)		R 3. 3.25		静岡県 袋井市	
28	災害時の葬祭業務に関する協定	H24. 2.16	災害時における棺おけ等の提供及び火葬業務等の協力	三重県葬祭業協同組合、光造花	環境課

NO	協定名	締結年月日	協定内容	相手方	担当窓口
29	災害時における宿泊施設等の使用に関する協定	H24. 2. 9 ～ H24. 3. 8 H24. 12. 27 H28. 12. 1	津波の発生又はおそれがある場合に宿泊施設等の敷地を津波避難場所として使用	鳥羽国際ホテル、扇芳閣、鳥羽グランドホテル、湯快リゾート鳥羽彩朝楽、ガーデンヒルズ利平治、てんぐ山、サン浦島悠季の里、与吉屋、中山かき直売所、ホテル芭新葦、和風旅館新八屋、五感の宿慶泉、リゾートヒルズ豊浜、別館すずき、民宿旅館山川、御宿瀬乃崎、陽光苑	総務課
30	災害時における物資供給に関する協定	H24. 3. 1	大規模災害発生時又はおそれがある場合、物資の被災地への供給	NPO法人 コメリ災害対策センター	総務課
31	災害時における協定	H24. 4. 17	津波避難場所及び風水害避難所としての施設使用	社会福祉法人 あしたば福祉会	総務課
32	災害時に備えた相互協力に関する申合せ	H24. 4. 25	災害が発生又はおそれがある場合、災害発生時の 防衛又は拡大防止のための相互協力	鳥羽警察署	総務課
33	大規模災害発生時における相互協力に関する協定	H24. 7. 12	大規模災害時の相互協力（市庁舎施設一部を海保使用許可、災害情報の相互提供など）	鳥羽海上保安部	総務課
34	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	R02. 7. 10	災害救助に必要な物資の調達の範囲、要請の方法、費用負担、情報交換等	一般社団法人 日本非常食推進機構	総務課
35	災害時におけるLPガス等の調達に関する協定	H25. 4. 1	災害が発生又はおそれがある場合におけるLPガス等の調達	三重県鳥羽LPガス協議会	総務課
36	防災拠点災害対応機器備蓄に関する覚書	H26. 2. 18	災害時におけるLPガス機器及び保管庫の無償提供	一般社団法人 三重県LPガス協会	総務課
37	災害時等における軽油燃料の供給協力に関する協定	H26. 6. 20	災害時の市の応急措置業務等に必要な軽油燃料の供給協力	石川商工株式会社	総務課
38	災害時等におけるボランティア活動に関する協定	H26. 8. 1	災害時の市のボランティアセンターの設置及び連携・協力等	社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会	市民課
39	災害時における動物救護活動に関する協定	H27. 3. 13	大規模災害時の動物救護に関する活動への協力	公益社団法人 三重県獣医師会伊勢志摩支部	環境課
40	アラート（公共情報コモンズ）の運用に係る覚書	H27. 5. 14	防災情報システムに入力した情報のアラートへの提供	三重県	総務課
41	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	H27. 9. 14 H31. 4. 8	災害時における帰宅困難者に対する一時休憩場所、飲料水、トイレ等の提供	戸田家、リゾートヒルズ豊浜、鳥羽グランドホテル、扇芳閣、鳥羽国際ホテル、エクスプ鳥羽、サン浦島、鳥羽シーサイドホテル、和光、芭新葦、胡蝶蘭、花の小宿重兵衛	観光商工課

NO	協定名	締結年月日	協定内容	相手方	担当窓口
42	災害時における避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する協定	H27. 12. 22	支援が必要な聴覚障がい者への支援（避難情報等の伝達、安否確認、避難所における避難生活上の支援及び支援物資の配布等）	三重県	健康福祉課
43	災害時における協力に関する協定	H28. 2. 12	大規模災害時、被災者支援相談窓口の設置、鳥羽市への会員派遣、その他鳥羽市が必要と認める業務	三重県行政書士会	総務課
44 (1)	災害時における避難所等施設利用等に関する協定	H28. 5. 1	災害時において、避難場所及び避難所としての施設利用等	三重交通（株）、鳥羽シーサイドホテル	総務課
44 (2)		H31. 2. 25		株式会社 戸田家	
44 (3)		R02. 6. 10		湯快リゾート（株）	
45 (1)	災害時における協定	H28. 7. 1	災害時において、風水害等避難所【土砂災害】としての施設利用	松尾町内会（老人憩の家 なごみ）	総務課
45 (2)				鳥羽磯部漁業協同組合 桃取町支所	総務課
46	災害時の施設使用に関する覚書	H29. 2. 28	災害時において進出拠点等として捜索・救助活動等を行う関係機関が施設を使用	一般財団法人 鳥羽市開発公社	総務課
47	災害時等におけるヘリコプター離発着場の使用に関する協定	H29. 3. 21	災害時、救助・捜索等の救助活動のため、防災ヘリコプター等の離発着場として使用	株式会社 ホーペック	総務課
48	災害時における活動拠点及び避難場所提供の協力に関する協定	R5. 7. 1	大規模災害発生時、災害救助等の活動拠点及び避難場所として敷地と施設を提供	シンフォニアテクノロジー株式会社 伊勢製作所鳥羽工場	総務課
49	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	H29. 12. 20	災害発生時に市の要請により福祉避難所として設置、運営	三重福祉会（鳥羽陽光苑）、 恒心福祉会（あらしま苑）	総務課
50	災害発生時における福祉避難所への介護用品等の確保に関する協定	H29. 12. 20	災害発生時の福祉避難所への食品供給や備品貸与	株式会社 安心クリエイイト	健康福祉課
51	災害時における緊急物資輸送等に関する協定	H30. 1. 10	災害発生時の物資拠点から各避難所への物資輸送	三重県トラック協会南勢支部	総務課
52	地域における協力に関する協定	H30. 1. 10	郵便局の通常業務における高齢者等の見守り、道路損傷、不法投棄情報の連絡	日本郵便株式会社 鳥羽郵便局	総務・健康福祉・建設・環境課
53	太陽光発電蓄電池式LED灯の設置に関する協定	H30. 4. 1	日和山山頂公園における太陽光発電蓄電池式LED灯の設置に関する取り決め	三交不動産株式会社	総務課

NO	協定名	締結年月日	協定内容	相手方	担当窓口
54	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H30. 7. 3	地図製品等の供給及び利用に関する協力	株式会社ゼンリン中部支社	総務課
55	火災時における消防水の確保に関する協定	H30. 11. 9	火災時における消防水の供給	志摩生コンクリート協同組合	消防本部
56	災害時における救援物資等拠点の運営に関する協定	H30. 11. 27	災害時の救援物資集積場所の提供と運営協力に関する取り決め	スギハプロテック株式会社	総務課
57	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	H30. 2. 5	災害発生時における避難所の設営等に必要な段ボール製品の調達	八木段ボール株式会社	総務課
58	災害時における応援業務に関する協定	H31. 4. 25	災害発生時における公共施設復旧に関する情報提供と無料相談所の開設	三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	税務課
59	災害時に係る情報発信等に関する協定	R 1. 6. 17	災害時のアクセス集中による閲覧不能の回避、ヤフーサイトでの避難情報・緊急情報の情報提供	ヤフー株式会社	総務課
60	災害時における資器材のレンタルに関する協定	R 1. 6. 19	災害発生時等におけるソーラーシステムハウスやソーラーパライオトイル等資器材の優先提供	株式会社ダイワテック	総務課
61	地域BWAを利用した避難所Wi-Fiに関する提供機器と回線提供について	R 1. 6. 20	避難所開設時の地域BWA電波を使用したWi-Fi端末の提供と回線仕様	株式会社ZTV	総務課
62	鳥羽市ハザードマップ」協働発行に関する協定	R 1. 6. 24	広告募集のうえ「鳥羽市ハザードマップ」を作成し、市内全世帯に配布	株式会社ゼンリン津営業所	総務課
63	各種災害時におけるマルチコブターを用いた情報収集および情報連携に関する協定	R 2. 6. 9	災害時に被害状況把握のためのマルチコブターの使用と情報の相互連携	中部電力パワーグリッド株式会社	総務課
64	特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定	R 2. 7. 6	災害時、通信不能時の避難所への「特設公衆電話」設置と管理	西日本電信電話(株)	総務課
65	災害時における災害ボランティアセンター設置に関する協定	R 2. 10. 12	災害時の鳥羽志摩クリューンセンターへの災害ボランティアセンター設置場所の提供	鳥羽志勢広域連合・志摩市・南伊勢町	総務課
66(1)	水道施設の災害に伴う応援協定	R 3. 3. 11	災害時の給水能力回復のための応援	第一環境株式会社中部支店	水道課
66(2)	「水道施設の災害に伴う応援協定」覚書	R 4. 9. 30	15-66(1)の有効期間延長		水道課
67(1)	災害等における水道施設等の緊急対応業務に関する協定	R 3. 3. 11	災害時の水道施設の復旧のための対応	東海メンテナンス株式会社	水道課
67(2)	災害等における下水道施設等の緊急対応業務に関する協定		災害時の下水道施設の復旧のための対応		水道課

NO	協定名	締結年月日	協定内容	相手方	担当窓口
67(3)	「災害時等における水道施設等の緊急対応業務に関する協定」覚書	R 4. 3. 31	15-67(1)の有効期間延長	東海メンテナンス株式会社	水道課
67(3)	「災害時等における下水道施設等の緊急対応業務に関する協定」覚書	R 5. 3. 31	15-67(2)の有効期間延長	東海メンテナンス株式会社	水道課
68	災害時等における物資輸送及び輸送拠点の運営等に関する協定	R 3. 3. 30	災害時における備蓄物資及び支援物資の受入れ及び輸送、輸送拠点等の運営等の協力	佐川急便株式会社中京支店	総務課
69	地震等災害の応急対策活動の協力に関する協定	R 4. 1. 14	災害時、被災建築物の応急危険度判定に関する支援	一般社団法人 三重県建築士会志摩支部	建設課
70	災害時等における物資輸送及び物資拠点の運営等に関する協定	R 4. 3. 23	災害時における物資の輸送及び物資拠点の運営等の協力	ヤマト運輸株式会社三重主管支店	総務課
71	災害時の医療救援活動に関する協定	R 3. 7. 1	大規模災害発生時の薬剤師派遣	一般社団法人 鳥羽志摩薬剤師会	健康福祉課
72	災害時における支援協力に関する協定	R 4. 3. 9	大規模災害時の物資供給・輸送	生活協同組合コープみえ	総務課
73	地震・津波・風水害等の災害応急工事に関する協定	R 4. 4. 22	発災時における施設と緊急輸送に必要な道路等の被災状況等の調査と災害応急工事	(一社) 三重県建設業協会志摩支部	建設課
74	災害時や感染症まん延時における応急生活物資の供給等に関する協定	R 4. 9. 28	災害時又は感染症まん延時の応急生活物資の供給・輸送	中北薬品株式会社	総務課
75(1)	災害時の歯科口腔医療救護活動に関する協定	R 4. 11. 1	災害時の歯科口腔医療活動協力	一般社団法人 鳥羽志摩歯科医師会	健康福祉課
75(2)	” 協定書実施細目				
76	災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定書	R 5. 1. 6	大規模災害の発生時、災害時における無人航空機による情報収集等への協力	ドローンスクール&アグリワークス	総務課
77	三重県防災行政連絡所の管理運用に関する協定	R 5. 3. 24	市庁舎及び消防庁舎への三重県防災行政連絡所（無線局）の設置と管理・運用	三重県	総務課
78	災害時における助産師による支援活動に関する協定	H29. 11. 30	災害時における、助産師の派遣及び支援活動に関する協定	一般社団法人三重県助産師会	健康福祉課
79	災害時等における宿泊施設等の提供に関する協定	R 5. 6. 12	災害時において、避難場所及び避難所としての施設利用に関する協定	鳥羽旅館事業協同組合	総務課

NO	協定名	締結年月日	協定内容	相手方	担当窓口
80	災害時における物資の確保及び供給に関する協定	R 6 . 1 . 1 8	災害時において、避難所用物資(ポータブル蓄電池・LEDライト等)の確保と供給	株式会社NeoN	総務課
81	災害時における医療材料等の供給に関する協定	R 6 . 1 . 1 8	災害時、市の医療実施活動に対し、医療材料等の確保と供給	株式会社スズケン	総務課 健康福祉係
82	緊急時解放備蓄型自販機に関する覚書	R 6 . 1 0 . 1	災害時、自販機内商品の使用	大塚ウェルネスベンディング株式会社 小西食品株式会社	総務課
83(1)	災害時等における宿泊施設等の提供に係る協定	R 7 . 1 . 1 7	災害時、旅館・ホテル・民宿を避難場所や避難所としての利用	相差旅館組合 相差民宿組合	総務課
83(2)					
84	鳥羽市の地域と学校の連携による安全の推進に関する協定	R 7 . 3 . 2 6	緊急時(災害救助法が適用される事態)の学校・教育を通じた各種支援	特定非営利活動法人 SEEDS Asia	教育委員会 学校教育課
85	防災・防犯自動販売機に関する協定	R 7 . 3 . 2 7	災害等の非常時に、庫内在庫を無償提供する等の、防災・防犯自動販売機の設置	ダイドードリンコ株式会社 東海営業部	総務課
			以下余白		

